



# 三重県公報

平成30年3月30日（金）

第 2992 号

毎週火・金曜日発行

目次			
(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
42	住宅宿泊事業法施行条例施行規則	(食品安全課)	3
43	旅館業法等施行細則の一部を改正する規則	(同)	5
44	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	14
45	公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(医務国保課)	23
46	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(同)	24
47	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産資源・経営課)	27
48	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	27
49	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則を廃止する規則	(医務国保課)	28
50	主要農作物種子審査規則を廃止する規則	(農産園芸課)	28
<b>告 示</b>			
236	戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(戦略企画総務課)	28
237	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託を廃止した旨	(福利厚生課)	28
238	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税の収納事務の委託	(税務企画課)	28
239	医療保健部関係補助金等交付要綱	(健康福祉総務課)	29
240	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	(同)	45
241	三重県医療計画の変更及びその関係書類の縦覧	(地域医療推進課)	54
242	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の収納事務の委託	(子育て支援課)	56
243	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	57
244	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	57
245	農業災害補償法の規定に基づく業務の規模の基準の廃止	(農産物安全・流通課)	61
246	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則第4条第1項の規定による貸付基準の一部を改正する告示	(水産資源・経営課)	61
247	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	61
248	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり推進課)	63
249	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の全部改正	(同)	63
250	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(県土整備総務課)	69
251	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	69
252	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(河川課)	69
253	海岸保全区域の指定	(港湾・海岸課)	70
254	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	70
255	同伴	(同)	71
256	同伴	(同)	72
<b>訓 令</b>			

4	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	73
5	三重県職員研修規程の一部を改正する訓令	(職員研修センター)	74
6	三重県職員研修センター規程を廃止する訓令	( 同 )	74
7	麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令	(薬務感染症対策課)	75
8	三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(ものづくり推進課)	75

#### 監査委員訓令

1	三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令	( 監 査 委 員 )	75
2	三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令	( 同 )	76

#### 病院事業庁訓令

1	三重県病院事業庁職員研修規程の一部を改正する訓令	( 病 院 事 業 庁 )	76
---	--------------------------	---------------	----

#### 公 告

	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	( 税 収 確 保 課 )	77
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	( 担 い 手 支 援 課 )	77
	肥料取締法の規定による肥料の登録	( 農 産 園 芸 課 )	77
	肥料取締法の規定による肥料の登録有効期間の更新	( 同 )	78
	肥料取締法の規定による肥料の登録の失効	( 同 )	79
	肥料取締法の規定による収去した肥料の検査結果の概要の公表	( 同 )	79
	土地改良事業の工事の完了	( 農 地 調 整 課 )	80
	土地改良区の解散命令	( 同 )	80
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	80
	同件	( 同 )	80
	土地区画整理組合の解散認可	( 都 市 政 策 課 )	80
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	80

#### 特 定 調 達 公 告

	落札者を決定した旨	( 病 院 事 業 庁 )	81
--	-----------	---------------	----

規 則

住宅宿泊事業法施行条例施行規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十二号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住宅宿泊事業法施行条例（平成三十年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第二条 条例第三条で規定する知事が別に定める書類は、申告書（別記様式）とする。

(学校等の周辺地域において制限を行う期間の例外)

第三条 条例第四条第一項の表の下欄のうち、学校等の周辺地域において制限する期間で知事が別に定める日は、学校等の都合により授業及び保育を行う日が変更されたため、宿泊させようとする日が、住宅宿泊事業を制限する期間となった日とする。

(制限を行う区域及び期間から除外するための手続き)

第四条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合においては、条例第四条第一項で規定する区域及び期間から除外することができる。

一 市町長から要請があつた場合において、別に定める要件等により妥当性を検討し、知事が適当と認めた場合

二 その他知事が認めた場合

2 知事は、前項の規定により除外するときは、その旨を告示するものとする。

3 前二項の規定は、除外した区域及び期間の変更について準用する。

附 則

1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記様式

# 申 告 書

以下のとおり申告します  
この申告書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

三重県知事 宛て

申告者	商号又は名称	
	氏名	
	(法人である場合においては、代表者の氏名)	
	電話番号	
	F A X	

印

## 1. 学校等の周辺地域

(1) 届出する住宅の敷地から110メートル以内に学校等がありますか。

ある            ない

(2) (1)で「ある」場合、学校等の名称を記載してください。

学校等名
例 ○○市立□□小学校

## 2. 住居専用地域

(1) 届出する住宅(敷地を含む。)は、住居専用地域内にありますか。

ある            ない

※ 建物の配置図及び付近の見取図を添付してください。

### (注意事項)

- 「ある」場合は、事業が実施できる日数が制限されるのでご注意ください。
- 「学校等」とは、学校教育法第1条で規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法第7条第1項に規定する施設のうち保育所をいいます。
- 住宅が住居専用地域内にあるか否かの確認は、住宅が所在する市役所又は町役場へお問い合わせください。

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 三重県規則第四十三号

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則

旅館業法等施行細則（昭和六十年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第八号、第二条第十一号及び第三条第十一号」を「第一条第十一号及び第二条第十一号」に改め、同条第四号中「がん具」を「玩具」に改める。

第六条第二項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に、「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に、「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

旅館業の施設が、省令第四条の三に定める基準を満たす設備を有する場合は、条例第一条第二号に掲げる基準及び条例第二条第二号に掲げる基準によらないことができる。

第六条に次の一項を加える。

4 旅館業の施設が、出入口及び窓に鍵をかけることができるものである場合は、条例第一条第六号に掲げる基準及び条例第三条第三号に掲げる基準によらないことができる。

第七条第一項中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館業」に改め、各号を次のように改める。

一 旅館・ホテル営業に係る施設の客室は、床面積三・三平方メートル（寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートル）につき一人とすること。

二 簡易宿所営業に係る施設の客室は、床面積三・三平方メートルにつき一人とすること。

第七条第二項中「の収容定員については、」を「は、床面積」に改める。

第十三条第一項第一号中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第二項を削る。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 8 条関係)

旅館業許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者  
住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ⑩

電話番号

F A X

次のとおり旅館業を経営したいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

旅館・ホテル営業 ・ 簡易宿所営業 ・ 下宿営業

3 施設が旅館業法施行規則第 5 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、その旨 (季節的又は一時的営業の場合は、期間を明記)

有 ( ) ・ 無

4 施設の構造設備 別表のとおり

5 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、その内容

有 ( ) ・ 無

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

別表

敷 地		平方メートル					
建 築 面 積		平方メートル					
延 面 積		平方メートル					
棟 数		棟					
建 築 様 式							
客 室	換気、照明等の状況						
	間仕切の状況						
	貴重品保管設備の状況						
	その他ごみ箱の配置状況						
便 所	構造及び便器の数						
	防虫及び臭気抜きの状況						
	手洗装置の状況						
洗面所	設置の状況						
	排水の状況						
浴 室	設置の状況						
	構造の状況						
	排水の状況						
客室数及び収容定員数	客 室 数	計 室					
	収 容 定 員 数	計 名					
	内 訳	客 室 の 床 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		室 数	室	室	室	室	室
	収 定 容 員	名	名	名	名	名	
従 業 員 数		名					
旅館業法施行令第1条第1項第10号又は同条第2項第9号の設備状況							

第 2 号様式 (第 9 条関係)

旅館業営業承継承認申請書 (合併用)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

F A X

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第 3 条の 2 の規定により申請します。

記

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名

事務所所在地  
 法人の名称  
 代表者氏名

- 2 合併により消滅する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地  
 法人の名称  
 代表者氏名

- 3 合併の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の名称及び所在地

施設の名称  
 施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当するときは、その内容  
 有 ( ) ・ 無

【添付書類】 法人の定款又は寄付行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--



第 2 号様式の 2 (第 9 条関係)

旅館業営業承継承認申請書 (分割用)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

F A X

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第 3 条の 2 の規定により申請します。

記

- 1 分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 3 分割の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の種類及び所在地

施設の種類

施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当するときは、その内容

有 ( ) ・ 無

【添付書類】 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第 3 号様式 (第 10 条関係)

旅館業営業承継承認申請書 (相続用)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) ⑩

電話番号

F A X

次のとおり旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第 3 条の 3 の規定により申請します。

記

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名

住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 施設の名称及び所在地

施設の名称

所 在 地

4 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (第 7 号を除く。) に該当するときは、その内容

有 ( ) ・ 無

【添付書類】 戸籍謄本

相続人が 2 人以上ある場合その全員の同意書

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第 4 号様式（第 11 条関係）

旅館業許可事項変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

F A X

次のとおり変更したので、旅館業法施行規則第 4 条の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 許可事項変更の内容

許 可 事 項 （ 変 更 前 ）	変 更 事 項 （ 変 更 後 ）

4 変更の年月日

年 月 日

第 5 号様式 (第 12 条関係)

旅館業停止 (廃止) 届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

⑩

電話番号

F A X

次のとおり旅館業の全部 (一部) を停止したので、旅館業法施行規則第 4 条の規定に  
を廃止

より届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 営業停止 (廃止) 理由

4 営業停止期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

営業廃止年月日 : 年 月 日

5 営業停止箇所

(注) 廃業のときは、許可証を添付すること。

第 6 号様式 (第 12 条関係)

旅館業開始届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

⑩

電話番号

F A X

次のとおり旅館業を開始したので、旅館業法等施行細則第 12 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 営業の種別

3 停止していた期間： 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止していた箇所

5 営業開始年月日： 年 月 日

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

---

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第四十四号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十九年三重県規則第二十九号の一）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「診察命令書」を「診察依頼書」に改め、同条第一項中「による精神保健指定医命令書を指定医に交付」を「により指定医に依頼を」に改め、同条第三項中「診断書を」の下に「速やかに」を加える。

第六条中「精神障害者（以下「障害者」という。）」を「精神障がい者（以下「障がい者」という。）」に改める。

第七条第一項、第十条第二項及び第十一条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

精神障がい者の診察及び保護申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者

㊟

次のように精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 2 条の規定により申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
精神障がい者又はその疑いのある者	現住所	
	氏名(性別)	
	生年月日	
症状の概要		
精神障がい者又はその疑いのある者を現に保護の任にあっている者	住 所	
	続 柄	
	氏 名	

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

精神保健指定医

様

三重県知事

印

精神障がい者又はその疑いのある者の診察について（依頼）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 3 条により通報のあった下記の者に対し、同法第 2 7 条第 1 項の規定に基づき診察を行い、その結果を措置入院に関する診断書によって報告をお願いします。

記

診察を受ける者	氏名		生年月日	昭和 年 月 日	男・女
	現住所				
診察日時及び場所	第 1 次日時	年 月 日 時 分～		場 所	
	第 2 次日時	年 月 日 時 分～		場 所	
精神保健指定医	第 1 次所属			氏 名	
	第 2 次所属			氏 名	
現に保護の任に当たっている者	氏名		続柄		住所



第二号様式中「強かん」を「強制性交等」に改める。  
第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

現に保護の任に当たっている者  
様

三重県医療保健部長  
(又は三重県 保健所長)

精神障がい者の診察について（通知）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、あなたが保護の任に当たっている下記の者を精神保健指定医によって診察させますから、同法第 28 条の規定により通知します。

記

診察を受ける者	氏名		生年月日	年 月 日	男・女
	現住所				
診察日時 及び場所	第 1 次 日時	年 月 日 時 分～		場 所	
	第 2 次 日時	年 月 日 時 分～		場 所	
精神保健指定医	第 1 次 所属			氏 名	
	第 2 次 所属			氏 名	
現に保護の任に 当たっている者	氏名		続柄	住所	

## 第5号様式（第6条関係）

## 措置入院決定のお知らせ

様

年 月 日

三重県知事

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。
- 2 あなたの入院は 【 ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院 】です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得がいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、三重県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

(三重県こころの健康センターの住所、電話番号)
-------------------------

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。
- 8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消し

の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第十号様式の四号「強かん」を「強制性交等」に改める。  
第十一号様式を次のように改める。

第 11 号様式 (第 11 条関係)

仮 退 院 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

病院管理者氏名 ㊟

措置入院者を下記のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。

記

措置入院者氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生
措置入院年月日	年 月 日	病 名		
仮退院中の帰住先	帰住地			
	場所 (具体的に)			
仮退院予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
措置入院後の症状 又は状態像の経過 の概要				
今後の治療方針				
仮退院を適当と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	㊟			

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 三重県規則第四十五号

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 法第十三条第四項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
  - 一 法人の役員及び職員
    - 一 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 監事の監査の方法及びその内容
    - 一 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第二十五条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
    - 二 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
    - 四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
    - 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
    - 六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 法第十三条第六項第二号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を削る。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とし、第十条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第八条 法第三十四条第二項の規定により規則で定める事項は、この条の定めるところによる。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 法人に関する基礎的な情報
    - イ 目標、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要
    - ロ 所在地
    - ハ 資本金の額
    - ニ 在学する学生の数
    - ホ 役員の名、役職、任期及び担当
    - ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び法人への出向者の数

- ト 非常勤職員の数
- 二 財務諸表の要約
- 三 財務情報
  - イ 財務諸表に記載された事項の概要
  - ロ 重要な施設等の整備等の状況
  - ハ 予算及び決算の概要
- 四 事業に関する説明
  - イ 財源の内訳
  - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- 五 その他事業に関する事項

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第九条とし、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とし、第十六条から第十八条までを二条ずつ繰り上げる。

本則に次の三条を加える。

(内部組織)

第十七条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として次に規定するもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 三重県立看護大学

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項に定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第十八条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

第十九条 法第七十八条の二第二項に規定する規則で定める報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行つた結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
  - 一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十六号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則



地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十四年三重県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 法第十三条第四項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

1 法人の役員及び職員

1 1 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 監事の監査の方法及びその内容

1 1 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第二十五条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

1 2 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

1 4 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

1 5 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

1 6 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 法第十三条第六項第二号に規定する規則で定める書類は、この規則に基づき知事に提出する書類とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を削る。

第四条中「の規則」を「に規定する規則」に改める。

第六条を次のとおり改める。

（業務実績等報告書）

第六条 法人は、法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が別表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第九条 法第三十四条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

1 法人に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、設立年月日、組織図その他の法人の概要

ロ 所在地

ハ 資本金の額

ニ 役員の名、役職及び任期

ホ 常勤職員の数及び前事業年度末からの増減数並びに法人への出向者数

1 1 財務諸表の要約

1 2 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

ニ 経常収支等に関する目標及びその達成状況

1 4 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十一条中「第三十四条第四項の」を「第三十四条第三項に規定する」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

<p>一 事業年度における業務の業績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</p>	<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲</p>

		<p>げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十七号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十八号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一第五号の項を次のように改める。

五 サービス産業分野	産業分類における農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業以外に属する業種
------------	--

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第四十九号**

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則を廃止する規則

三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する規則（平成十七年三重県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年三月三十一日から施行する。

主要農作物種子審査規則を廃止する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第五十号**

主要農作物種子審査規則を廃止する規則

主要農作物種子審査規則（昭和五十年三重県規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 236 号**

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

戦略企画部関係補助金等交付要綱（平成 27 年三重県告示第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

別表 1 の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とする。

別表 2 を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正前の戦略企画部関係補助金等交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分  
の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

**三重県告示第 237 号**

伊賀市・名張市広域行政事務組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託は、廃止しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県告示第 238 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による自動車税の収納事務の委託（平成 29 年三重県告示第 223 号）は平成 30 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号

2 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 239 号

医療保健部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療保健部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第 1 条 三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）第 23 条の規定に基づく医療保健部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表 2 のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 医療保健部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第 4 条 医療保健部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 7 年三重県告示 435 号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 旧告示の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- この告示の施行前の旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表 1（第 1 条関係）

(1) 医療保健総務課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	災害弔慰金等負担金	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の施行に関する事業の円滑な運営を図る。	市町が行う災害弔慰金及び災害見舞金の支給に要する経費	補助基本額の 3/4 以内	市町

2	三重県社会福祉施設等災害復旧費補助金（高齢者施設等）	暴風、洪水等により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。	社会福祉施設等の災害復旧に要する経費	別に定める。	別に定める。
3	三重県保健関係統計調査費交付金	統計調査事務を行う市町に対し、必要な経費を交付することにより、統計調査の円滑な実施を図る。	統計調査の実施に必要な経費	別に定める。	市町

(2) 医務国保課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備することにより、透析患者に対する治療の充実を図り、もって透析医療の地域格差の解消を図る。	人工腎臓装置の購入費	別に定める。	医療機関の開設者
2	医療施設設備整備費補助金	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養育力の充実等を図る。	共同利用施設に必要な医療機器を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。
3	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金	公立大学法人三重県立看護大学の確実な運営を図る。	公立大学法人三重県立看護大学の運営に要する経費	別に定める。	公立大学法人三重県立看護大学
4	地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金	地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおける独立採算制になじまない経費の負担の軽減を図る。	1 その性質上地方独立行政法人三重県立総合医療センターの事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの性質上効率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	別に定める。	地方独立行政法人三重県立総合医療センター
5	障がい者医療費補助金	障がい者の保健の向上に寄与し、障がい者の福祉の増進を図る。	障がい者の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（次項及び第 8 号の項において「医療保険各法」という。）の規定による自己負担相当額について市町が助成するのに要する経費	別に定める。	市町
6	子ども医療費補助金	子どもの保健の向上に寄与し、子どもの福祉の増進を図る。	子どもの医療保険各法の規定による自己負担相当額について市町が助成するのに要する経費	別に定める。	市町
7	一人親家庭等医療費補助金	一人親家庭等の母子又は父子の保健の向上に寄与し、母子又は父子の福祉の増進を図る。	一人親家庭等の母子又は父子の医療保険各法の規定による自己負担相当額について市町が助成するのに要する経費	別に定める。	市町

8	福祉医療費助成制度推進交付金	県単独福祉医療事業の促進及び円滑な実施を図る。	県単独福祉医療事業の促進及び円滑な実施に要する経費	別に定める。	公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会及び一般社団法人三重県薬剤師会
9	国民健康保険保険基盤安定負担金	保険者（市町）の財政基盤の安定化を図る。	保険者（市町）が実施する低所得者に対する保険料軽減制度等に要する経費	別に定める。	市町
10	三重県国民健康保険給付費等交付金	市町の保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内市町の財政状況その他の事情に応じた財政調整を行う。	市町の保険給付に必要な費用を交付する（普通交付金）。また、その他各交付基準等に基づき、市町国民健康保険特別会計への交付を行う（特別交付金）。	別に定める。	市町
11	後期高齢者医療費県負担金	国民の保健の向上に寄与し、高齢者の福祉の増進を図る。	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の医療等に要する費用について、後期高齢者医療広域連合が支弁する経費	療養の給付等に要する費用の額の1/12	三重県後期高齢者医療広域連合
12	後期高齢者医療高額医療支援県負担金	高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図る。	高額な医療費（レセプト1件当たり80万円を超えるものに限る。）に要する経費について後期高齢者医療広域連合が支弁する経費	レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分に係る経費の1/4	三重県後期高齢者医療広域連合
13	後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金	低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減分を補填し、後期高齢者医療広域連合に徴収した保険料を納めなければならない市町の財政の安定化を図る。	市町の低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減制度に要する経費	高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定による繰入金金の3/4	市町
14	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導県補助金	国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を確保して、生活習慣病の予防を推進し、もって医療に要する費用の適正化を図る。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準により国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導事業に要する経費	別に定める。	国民健康保険組合
15	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	公立大学法人三重県立看護大学の教育・研究環境の充実を図る。	別に定める。	別に定める。	公立大学法人三重県立看護大学
16	院内感染対策施設設備整備事業補助金	病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図る。	院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
17	三重県医療安全設備整備費補助金	医療事故調査制度の円滑な運用を図るため、医療安全に資する設備の整備を促進する。	手術室、救急処置室等の録画装置及び同装置の機能向上を図るための周辺装置の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
18	三重県後期高齢者医療財政安定化基金交付金	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、三重県後期高齢者医療財政安定化基金の一部を取り崩して交付することにより、保険料の増加の抑制を図る。	後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定にあたり、保険料の増加の抑制に要する費用	10/10	三重県後期高齢者医療広域連合

19	地球温暖化対策施設整備事業補助金	地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院等の地球温暖化対策の取り組みの推進を図る。	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。
20	アスベスト除去等整備事業補助金	アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置の推進を図る。	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。

(3) 地域医療推進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	救命救急センター運営事業補助金	初期救急医療施設、第二次救急医療施設及び救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療の確保を図る。	知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの運営に要する経費	別に定める。	病院の開設者
2	救急医療機関活動補助金	救急医療体制の確立を図る。	救急医療体制を確立するために要する経費	別に定める。	郡市医師会
3	三重県救急医療情報システム応需促進補助金	三重県広域災害・救急医療情報システムに参加する医療機関の応需体制を確保することにより、地域住民に対する救急医療情報提供体制の充実を図る。	システム参加医療機関が休日・夜間等時間外に積極的な応需登録を行うために要する別に定める経費	別に定める。	別に定める。
4	小児救急医療支援事業補助金	初期救急医療施設及び救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療の確保を図る。	原則として広域市町圏域に、地域内の病院が共同連携して行う小児救急に係る病院群輪番制の運営に要する経費	別に定める。	市町及び一部事務組合
5	小児科医確保事業補助金	小児救急輪番制運営事業等に参加している病院で非常勤の救急担当医又は小児科医を確保することにより小児の二次救急医療体制の充実を図る。	小児救急輪番制運営事業等に参加する病院が非常勤医師を確保するために要する経費	別に定める。	病院の開設者
6	救急救命士病院実習受入促進事業補助金	救急現場で、高度な救急救命処置を施すことができる救急救命士の養成を図る。	救急救命士に対して、気管挿管等の病院実習を実施する医療機関が実習準備等に要する経費	別に定める。	病院の開設者
7	小児救急地域医師研修事業補助金	地域の小児科医師、内科医師等を対象として、研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。	地域の病院、診療所等の小児科医師、内科医師等を対象として実施する研修に要する経費	別に定める。	市町及び一部事務組合
8	産科医療機関確保事業補助金	産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境の整備を図る。	産科医療機関確保に必要な運営に要する経費及び産科医療機関として必要な施設設備の整備に要する経費	別に定める。	市町、日本赤十字社、三重県厚生農業協同組合連合会、恩賜財団済生会その他厚生労働大臣が適当と認める者



9	パディホスピタルシステム実施事業補助金	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、医師派遣等に係る経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、もって地域における医療の確保を図る。	1 派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費 2 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額	別に定める。	地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、恩賜財団済生会、三重県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者
10	産科医等確保支援事業補助金	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医療機関及び産科医等の確保を図る。	分娩手当等に要する経費	別に定める。	市町、日本赤十字社、恩賜財団済生会、三重県厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他知事が適当と認める者
11	産科医等育成支援事業補助金	臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。	研修医手当等に要する経費	別に定める。	市町、日本赤十字社、恩賜財団済生会、三重県厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他知事が適当と認める者
12	救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金	二次救急輪番制運営事業に参加している病院で非常勤の救急担当医を確保することにより、二次救急医療体制の充実を図る。	二次救急輪番制運営事業に参加する病院が非常勤医師を当番日に雇用する経費	別に定める。	病院の開設者
13	新生児医療担当医確保支援事業補助金	医療機関におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る。	新生児担当手当等に要する経費	別に定める。	市町、地方独立行政法人、日本赤十字社、恩賜財団済生会、三重県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者
14	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	良質かつ適切な小児・周産期医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。	小児・周産期医療を効率的に提供する体制の確保に必要な経費	別に定める。	別に定める。
15	地域災害拠点病院施設整備費補助金	大規模災害時の医療を確保するために必要な災害拠点病院の施設整備を図る。	国庫補助金交付対象事業の施設整備に要する経費	別に定める。	市町を除く災害拠点病院の開設者

16	地域災害拠点病院設備整備費補助金	大規模災害時の医療を確保するために必要な災害拠点病院の設備整備を図る。	国庫補助金交付対象事業の施設整備に要する経費	別に定める。	市町を除く災害拠点病院の開設者
17	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	医療施設及び社会福祉施設の耐震化等の整備を図る。	別に定める耐震化及び自家発電装置等の整備又は更新に要する経費	別に定める。	別に定める。
18	ドクターヘリ運航事業補助金	救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。	知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターに配備されるドクターヘリの運航に必要な経費	別に定める。	病院の開設者
19	ドクターヘリ搭乗医師・看護師研修支援事業補助金	救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。	ドクターヘリの運航に従事する医師、看護師の研修に必要な経費	別に定める。	病院の開設者
20	医療施設等設備整備費補助金	救急医療の確保など、地域における医療課題の解決等を図る。	二次救急医療施設等に必要な医療機器整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
21	三重県地域医療再生事業補助金	地域が抱える医療課題を解決するための施策を推進し、医療機能の強化、医療従事者の確保等を図るため、三重県地域医療再生計画（平成23年度策定分及び平成25年度策定分）に基づく事業者を支援する。	三重県地域医療再生計画（平成23年度策定分及び平成25年度策定分）に基づく事業に要する経費	別に定める。	別に定める。
22	子育て医師等復帰支援事業補助金	子育て中などの勤務医師が離職しにくく、復職しやすい環境づくりを目的に県内の医療機関が実施する子育て等復帰支援の取組に対し、助成を行う。	1 メンターとなる先輩職員に、子育て中の医師、研修医等が、キャリア、子育て及び仕事の両立について相談できるネットワークづくりのために必要な経費 2 短時間正規雇用の導入、宿日直の免除等に係る代替職員対応、ベビーシッター雇上等の育児支援のために必要な経費 3 復職研修プログラムを作成し、指導医のもとで復職研修を行うために必要な経費	別に定める。	病院の開設者
23	救急患者退院コーディネーター事業補助金	急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減することを目的に県内の救命救急センター及び二次救急医療機関に対し助成を行う。	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費に要する経費	別に定める。	救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関
24	小児救急医療拠点病院運営事業補助金	初期救急医療施設及び小児救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保することを目的に補助を行う。	小児救急医療拠点病院の運営に係る経費	別に定める。	知事が指定する小児救急医療拠点病院

25	三重県看護師等養成所運営費補助金	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成施設のうち設置主体が国、県及び市町以外の養成所（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除く。以下この表において「看護師等養成所」という。）の円滑な運営を図る。	教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金等保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下この表において「看護職員」という。）の養成に要する経費	別に定める。	別に定める。
26	三重県病院内保育所運営費補助金	病院内保育施設の運営を助成することにより、看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就職を促進する。	病院内保育施設の運営に必要な保育士等の人件費及び委託料（人件費相当分）	別に定める。	別に定める。
27	三重県看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金	実習病院における臨床実習の確保及び充実を図る。	実習病院における専任の臨床実習指導者の配置に要する経費	別に定める。	別に定める。
28	三重県看護師宿舍施設整備費補助金	看護職員の宿舍を個室化することにより、住環境を整備し、看護職員の離職防止を図る。	看護職員の宿舍の個室化整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
29	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金	看護職員が働きやすい合理的な病棟づくり等勤務環境を改善整備することにより看護職員の離職防止を図る。	ナースステーション、処置室、カンファレンス室等の拡充整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
30	三重県看護師等養成所施設整備費補助金	看護師等の充足を図る。	看護師等養成所の施設整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
31	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金	看護師等の充足を図る。	看護師等養成所の初度設備整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
32	三重県病院内保育所施設整備費補助金	病院内保育所の施設整備に要する経費を補助することにより、女性医師、看護師等の離職防止・定着を図るとともに、医療体制の充実を図る。	病院内保育所の施設整備に必要な経費	別に定める。	別に定める。
33	三重県助産師養成所実習施設確保推進事業補助金	助産教育の臨床実習体制を拡充し、助産師養成教育の向上を図る。	実習病院における専任の臨床実習指導者の配置に要する経費	別に定める。	別に定める。
34	三重県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金	経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。	外国人看護師候補者就労研修の実施に必要な指導等に要する経費	別に定める。	別に定める。
35	救急患者搬送情報共有システム運営補助金	救急患者搬送情報共有システムの運営を行うことにより救急医療体制の充実を図る。	システムを運営するために要する経費	別に定める。	別に定める。

36	医療施設運営費等補助金	無医地区等における住民の医療の確保を図るとともに、医療施設の耐震化促進、災害派遣医療チームの防災訓練等への参加及び被災地における活動を支援する。	1 へき地診療所として必要な医療機器の整備に要する経費 2 へき地医療拠点病院が行う無医地区を対象とする巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動に要する経費 3 へき地診療所において厚生労働大臣の認める事業を運営するために要する経費 4 医療施設の耐震診断に必要な経費 5 国が主催する総合防災訓練への参加に必要な経費 6 被災地での活動に必要な経費	別に定める。	別に定める。
37	ドクターヘリ改修支援事業補助金	救命率の向上及び広域患者輸送体制の確保を図る。	知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターに配備されるドクターヘリの改修に必要な経費	別に定める。	病院の開設者及びドクターヘリ運航事業者
38	三重県新人看護職員研修事業費補助金	病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。	病院が行う新人看護職員研修の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
39	医療施設施設整備費補助金	医療施設の施設整備を図る。	医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第137号）により定められた事業等に要する経費	別に定める。	別に定める。
40	初期研修医定着支援事業補助金	初期臨床研修医の県内就業の定着を図る。	初期臨床研修における研修内容並びに指導及び育成体制をより充実及び強化する取組に要する経費	別に定める。	特定非営利活動法人
41	院内助産所及び助産師外来整備事業補助金	妊婦の多様なニーズに応え、地域における安心安全快適なお産の場を確保するとともに産科病院・産科診療所における助産師の積極的な活用により、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減する。	病院内助産所及び助産師外来の助産師等の資質向上に必要な経費	別に定める。	市町、日本赤十字社、社会医療法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、医療法人、医療生協その他知事が認める者
42	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	災害時に広域搬送を行うためのS C Uに係る設備の整備を図る。	広域搬送拠点臨時医療施設の整備に係る経費	別に定める。	別に定める。
43	医師官舎整備事業補助金	医師不足が深刻な地域における医療人材を確保するために医師官舎の整備を行い、医師の定着を支援する。	医師官舎の整備、修繕、改修等の取組に要する経費	別に定める。	市町及び一部事務組合
44	総合診療医広域育成拠点整備事業補助金	新専門医研修における総合診療医の育成環境の整備を支援し、総合診療医の確保を図る。	総合診療医の育成にかかる拠点整備及び各種の事業に要する経費	別に定める。	医師を養成する教育機関のうち、知事が適当と認める者
45	新地域医療体制確保支援事業補助金	県内の地域医療構想区域において、機能分化・連携を軸とした医療提供体制の構築の推進を支援する。	寄附講座の設置に要する経費	別に定める。	市町

46	心電図伝送システム整備補助金	心電図伝送システムの整備を図り、救急医療体制の充実を図る。	心電図伝送システムの整備に係る経費	別に定める。	特定非営利活動法人
47	県南地域医療確保推進事業補助金	医療資源が脆弱な県南地域における良質で効率的な医療を確保する。	三重県保健医療計画に記載する 4 疾病 5 事業に係る拠点病院としての機能等を整備し、一定期間運営する事業を行う医療機関の整備等に要する経費	別に定める。	別に定める。
48	医学的リハビリテーション施設整備事業補助金	医学的リハビリテーション施設の施設等の整備を図る。	医学的リハビリテーション施設の施設等を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。
49	チーム医療推進研修支援事業費補助金	チーム医療の推進を図る。	チーム医療の推進に関する研修事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
50	地域リハビリテーション推進研修支援事業費補助金	地域におけるリハビリテーションの推進を図る。	地域におけるリハビリテーションの推進に関する研修事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
51	三重県看護職員キャリアアップ支援事業補助金	認知症看護に関する最新の知識と技術を習得し、認知症患者やその家族の支援、関係者の連携体制の構築等、質の高い看護実践能力を有する認知症認定看護師を育成する。	認定看護師教育課程等の受講経費	別に定める。	別に定める。
52	回復期病床転換事業補助金	回復期病床への転換を図る。	回復期病床への転換に係る施設を整備するために要する経費	別に定める。	別に定める。

(4) 長寿介護課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金	介護保険制度に伴う激変緩和措置として利用者負担の軽減を図る。	市町等が実施する低所得者及び障がい者のホームヘルプ利用者等に対する負担軽減に要する経費	補助基本額の 3/4 以内	市町及び広域連合
2	老人保健福祉施設整備費補助金	老人保健福祉施設整備を行う者に対し経費の一部を補助し施設入所者等の保健福祉の向上を図る。	老人保健福祉施設の整備に要する経費	別に定める。	市町、一部事務組合、社会福祉法人及び医療法人。ただし、医療法人にあっては、介護老人保健施設を整備する場合に限る。
3	軽費老人ホーム運営費補助金	居宅において生活することが困難な者の福祉の向上を図る。	軽費老人ホームの運営に要する経費	補助基本額の 10/10 以内	軽費老人ホーム A 型及びケアハウス
4	高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金	高齢者福祉施設の整備促進及び運営の安定化を図る。	独立行政法人福祉医療機構から借り入れた建築資金に係る利子の支払いに要する経費	別に定める。	独立行政法人福祉医療機構から建築資金の貸付けを受けた者
5	介護給付費県負担金	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 123 条に基づき、市町等保険者が給付する介護給付費等について一定の割合で負担する。	市町等保険者が給付する介護給付及び予防給付に要する経費	居宅給付については要した費用の 12.5%、施設等給付については要した費用の 17.5%	市町又は広域連合で介護保険の保険者

6	地域支援事業 県交付金	高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業について、一定の割合で交付する。	市町等保険者が行う地域支援事業に要する経費	介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業については要した費用の12.5%、包括的支援事業及び任意事業については要した費用の19.25%	市町又は広域連合で介護保険の保険者
7	介護サービス 苦情処理業務 補助金	介護保険の円滑な実施を図る。	三重県国民健康保険団体連合会が実施する介護サービス苦情処理業務に要する経費	別に定める。	三重県国民健康保険団体連合会
8	介護サービス 提供事業者資 質向上事業補 助金	介護サービス提供事業者における介護サービスの質の向上を図る。	各専門職の資質向上研修実施に当たり必要となる経費	別に定める。	三重県老人福祉施設協会、三重県老人保健施設協会、三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会、三重県介護支援専門員協会及び三重県社会福祉士会
9	三重県病床転 換事業費補助 金	医療の効率的な提供を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	医療療養病床を介護老人保健施設等に転換する事業に要する経費	別に定める。	医療療養病床を有する病院又は診療所の開設者
10	三重県特別養 護老人ホーム 等転換事業費 補助金	特別養護老人ホーム等への転換を推進し、高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	医療療養病床数の減少と併せて、特別養護老人ホーム等を新設又は増設する事業に要する経費	別に定める。	社会福祉法人、医療法人その他の特別養護老人ホーム等への転換を行う者
11	高齢者地域福 祉推進事業費 補助金	在宅老人の福祉の向上を図る。	1 老人クラブの活動等の助成に要する経費 2 市町老人クラブ連合会が行う事業等の助成に要する経費 3 三重県老人クラブ連合会が行う事業等の助成に要する経費 4 その他高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする市町及び三重県老人クラブ連合会が行う事業に要する経費	別に定める。	市町 市町 三重県老人クラブ連合会 三重県老人クラブ連合会
12	介護給付適正 化推進特別事 業補助金	介護給付適正化関連事業の一層の推進を図る。	1 縦覧点検・医療情報との突合を推進するために要する経費 2 適正化事業に係る研修・説明会の実施に要する経費 3 その他効果的、先駆的取組の実施に要する経費	別に定める。	三重県国民健康保険団体連合会
13	認知症ケアの 医療介護連携 体制構築事業 費補助金	認知症の早期発見、早期診断と適切な対応につなげる仕組みづくりを推進する。	1 認知症スクリーニング運用に要する経費 2 認知症ケアパス作成・普及に要する経費 3 ビックデータを活用した認知症の早期発見取組事業	別に定める。	国立大学法人三重大学医学部附属病院及び三重県医師会
14	介護保険料軽 減県負担金	介護保険法第124条の2に基づき、低所得者の介護保険料の軽減強化の経費について、一定の割合を負担する。	低所得者の介護保険料の軽減強化に要する経費	低所得者の介護保険料の軽減強化に要した費用の1/4	市町又は広域連合で介護保険の保険者

15	三重県介護従事者確保事業費補助金	介護従事者の確保を図る。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく三重県計画に掲げる介護従事者の確保に関する事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
16	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金	地域密着型サービス事業所等の整備、介護施設の開設に係る体制整備、既存の特別養護老人ホームのユニット改修等を図る。	地域密着型サービス等整備に要する経費、介護施設等の施設開設準備に要する経費、定期借地権設定のための一時金に要する経費及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等に要する経費	別に定める。	市町、社会福祉法人等
17	在宅医療体制整備推進事業補助金	在宅医療の提供体制の整備を図る。	地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供に係る取組に要する経費	10/10（備品は 1/2）	郡市医師会等
18	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図る。	独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）に基づき、被共済職員に支給する退職手当金の給付に要する経費	別に定める。	独立行政法人福祉医療機構
19	社会福祉研修センター事業費補助金	社会福祉従事者の質的向上を図る。	三重県社会福祉協議会が行う社会福祉研修センターの事業に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
20	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金	経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の日本語及び介護の専門学習の促進を図る。	外国人介護福祉士の受入施設が実施する日本語学習及び介護の専門学習に要する経費	別に定める。	外国人介護福祉士候補者受入施設
21	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	介護福祉士等修学資金及び再就職準備金を貸し付けることで介護人材の確保を図る。	三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業の運営に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会

(5) 健康づくり課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	三重県健康増進事業補助金	地域住民の壮年期からの健康の保持増進を図る。	市町が 40 歳以上の一般住民を対象に行う健康増進事業に要する経費	別に定める。	市町
2	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金	難病医療拠点及び協力病院における設備整備を行うことにより、適時に適切な入院施設の確保等を図る。	難病医療拠点及び協力病院における次に掲げる医療設備の整備に要する経費 1 医療機器 ア 人工呼吸器 イ 患者監視（モニタリング）装置 2 非常用電源装置 ア 非常用発電機 イ 無停電電源装置	別に定める。	難病医療拠点及び協力病院
3	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金	小児慢性特定疾病児童等に対し、便器等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	日常生活用具給付に要する経費	別に定める。	市町
4	特定疾患等治療研究事業費補助金	特定疾患患者等の医療費の自己負担を軽減し治療の促進を図る。	特定疾患患者等の医療に要する経費	別に定める。	別に定める。
5	三重県角膜・腎臓バンク協会補助金	視力障がい者又は腎不全等で悩む者が、一人でも多く移植手術が受けられる体制を整備する。	1 角膜摘出に要する経費 2 腎臓移植希望者組織適合検査に要する経費 3 臓器移植コーディネーターの設置に要する経費	別に定める。	公益財団法人三重県角膜・腎臓バンク協会

6	原爆死没者慰霊等事業補助金	原爆死没者を慰霊し、原爆被害の実状について普及啓発を行う。	慰霊等事業に要する経費	別に定める。	三重県原爆被災者の会
7	緩和ケアネットワーク整備事業補助金	県内の緩和医療提供体制の整備を図る。	県内の緩和ケアネットワークの運営に要する経費	別に定める。	県内の各地域緩和ケアネットワーク
8	がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制の確立を図る。	県内のがん診療連携拠点病院において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者及びその家族等に対する相談支援並びにがんに関する各種情報の収集、提供等の事業を実施することに要する経費	別に定める。	県内の各がん診療連携拠点病院
9	三重県地域自殺対策強化事業補助金	地域における自殺対策力を強化する。	1 対面相談事業に要する経費 2 電話相談事業に要する経費 3 人材養成事業に要する経費 4 普及啓発事業に要する経費 5 自死遺族支援機能構築事業に要する経費 6 計画策定実態調査事業に要する経費 7 若年層対策事業に要する経費 8 深夜電話相談強化事業に要する経費 9 自殺未遂者支援事業に要する経費 10 自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費 11 災害時自殺対策事業に要する経費 12 ハイリスク地対策事業に要する経費 13 地域特性重点特化事業に要する経費	別に定める。	市町、関係団体等
10	がん診療施設整備費補助金	質の高いがん診療を提供する。	がん診療施設として必要な各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費	別に定める。	病院の開設者（ただし、市町及び一部事務組合立の病院の開設者を除く。）
11	がん診療設備整備費補助金	質の高いがん診療を提供する。	がん診療施設として必要ながんの医療機器、臨床検査機器等の備品購入費	別に定める。	病院の開設者（ただし、市町及び一部事務組合立の病院の開設者を除く。）
12	三重県原爆被災者の会補助金	原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図る。	1 原爆被害の実相普及活動に要する経費 2 現行制度の促進及び世話役活動に要する経費 3 原爆被災者の健康及び生活を守る活動に要する経費 4 現行制度の改善及び被爆者施策の充実を目指す活動に要する経費 5 再び被爆者を作らないための核兵器廃絶・平和を守る活動に要する経費 6 研修・情報提供活動に要する経費	別に定める。	三重県原爆被災者の会
13	原子爆弾被爆者健康診断事業補助金	原子爆弾の被爆者の健康診断を行うことにより、その健康の保持及び向上を図る。	原子爆弾の被爆者が健康診断を受けた場合に、必要な医療機関までの交通費	別に定める。	県内の被爆者健康手帳所持者及び健康診断受診者証所持者



14	がん予防・早期発見推進モデル事業補助金	県内市町が連携したがん予防・早期発見の取組を推進し、県内におけるがんによる死亡者数の減少を図る。	1 地域全体の受診率向上を図る近隣市町の連携体制づくりのための経費 2 がん検診に係る相互乗り入れを可能にするための経費 3 地域住民も参画した受診率向上の経費 4 1～3のほか、がん検診の受診率を向上させる地域の体制づくりのために効果的と考えられる経費	別に定める。	市町
15	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	歯科医療提供体制の中で質の高い口腔ケアサービスの提供を図る。	在宅口腔ケア及び人材育成に必要な医療機器等の備品購入費	別に定める。	在宅患者の口腔ケア活動を実施する団体
16	地域医療体制基盤整備事業補助金	地域医療連携の推進を図る。	1 地域医療連携システム設備整備事業 2 地域医療連携システム活用事業 3 ICTを活用した緊密ながん医療連携推進事業	別に定める。	地方公共団体（一部事務組合を含む）、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人、日本赤十字社、医療法人、社会福祉法人その他知事が必要と認めるもの
17	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金	在宅訪問歯科医療の普及向上及びより安全で質の高い診療提供体制の推進を図る。	在宅訪問歯科診療に必要な機器の購入費	別に定める。	在宅訪問歯科診療対応チーム登録歯科医療機関
18	三重県コミュニケーション支援事業補助金	難病患者に対するコミュニケーション支援体制の拡充を図る。	コミュニケーション支援に必要な機器の購入費	別に定める。	難病医療拠点病院・協力病院
19	地域生活支援施設・設備整備補助金	精神障がい者の地域生活支援及び社会復帰支援の充実を図る。	地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が、病床削減を行い、既存施設を改修して設置するデイケア施設等の施設整備及び設備整備に要する費用	別に定める。	地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人

(6) 食品安全課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	生活衛生営業指導センター補助金	生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進する。	1 生活衛生営業経営指導員又は事務職員等の設置に要する経費 2 生活衛生営業指導事業に要する経費	別に定める。	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
2	埋火葬等に関する負担金	埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共への福祉の見地から、支障なく行われることを図る。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条に基づく埋火葬等に要する経費	別に定める。	市町

(7) 薬務感染症対策課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者

1	感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	感染症指定医療機関の施設基準に適合した病床整備を図る。	国庫補助対象事業の施設及び設備の整備に要する経費	別に定める。	病院の開設者
2	感染症指定医療機関運営事業費補助金	感染症指定医療機関の円滑な感染症病床運営を図る。	国庫補助対象事業の病床運営に要する経費	補助基本額の1/2以内	感染症指定医療機関の開設者
3	結核健康診断補助金	定期結核診断の促進により結核患者の早期発見及び早期治療を図る。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第58条の3に規定する学校又は施設の設置者が支弁する費用	補助基本額の2/3以内	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の3に規定する学校又は施設の設置者
4	予防接種対策費負担（補助）金	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延防止を図るとともに予防接種による健康被害者の救済を図る。	1 臨時予防接種事業 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定により市町が行う臨時の予防接種事業 2 予防接種事故救済給付費事業 予防接種法第15条第1項及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条第1項の規定により市町が行う給付事業 3 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱（平成16年3月30日健発第0330019号）第5により市町が行う給付事業 4 予防接種事故発生調査費事業 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（昭和52年3月7日衛発第186号）第10及びポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱第4の2により設置された予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の事業	補助基本額の2/3以内  補助基本額の3/4以内  補助基本額の3/4以内  補助基本額の3/4以内	市町
5	感染症医療費公費負担制度	感染症の入院患者の医療に要する費用を負担し感染症のまん延防止を図る。	一類感染症又は二類感染症（結核を除く。）により入院勧告等を受けた感染症患者に係る医療費	別に定める。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による感染症患者
6	結核医療費公費負担制度	結核の入院患者及び一般患者の医療に要する費用の一部を負担し、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図る。	入院勧告等を受けた結核患者及び通院等一般患者に係る医療費	別に定める。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2の規定による患者
7	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金	新型インフルエンザ患者の入院医療を提供する医療機関で必要な医療資器材を整備し、医療体制の強化を図る。	国庫補助対象事業の医療資器材の整備に要する経費	補助基本額の1/2以内	新型インフルエンザ患者入院医療機関の開設者

8	感染症外来協力医療機関施設・設備整備費補助金	感染拡大の防止及び感染症の患者に対する医療提供を行う医療機関で、感染症の専門外来の整備を図る。	感染症外来協力医療機関の感染症専門の外来部門の施設及び設備整備に要する費用	別に定める。	医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づく開設許可を受けた医療機関の開設者
9	エイズ治療拠点病院の施設・設備整備費補助金	エイズ患者等が安心して受診できる医療機関で、院内感染の防止及びエイズ診療の資質の向上を図る。	エイズ治療拠点病院の病室の個室化、患者専用機器の整備、診療支援のための施設及び機器整備等に要する費用	補助基本額の1/2以内	エイズ治療の拠点病院の開設者
10	三重県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業補助金	肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。	対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用	別に定める。	別に定める。
11	薬局機能強化事業費補助金	薬局の機能を充実強化する。	薬局機能の充実強化に要する経費	別に定める。	一般社団法人三重県薬剤師会及び県内各地区薬剤師会

(8) ライフイノベーション課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	みえライフイノベーション総合特区推進事業費補助金	医療機器、福祉用具その他医療等で必要性が高いと認められるもの及びこれらを活用するサービスの製品開発の促進を図る。	医療機器、福祉用具等を製品化するまでの試作、評価、改良等を行うために要する経費	別に定める。	三重県内に事務所、工場、研究施設その他これらに準ずるものを有する事業者
2	医薬品等開発促進事業費補助金	医薬品、医薬部外品、化粧品、機能性を有した食品、薬用植物を活用した商品等の製品開発の促進を図る。	医薬品等を製品化するまでの試作、評価、改良等を行うために要する経費	別に定める。	三重県内に事務所、工場、研究施設その他これらに準ずるものを有する事業者
3	みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	効率的で質の高い医療及び介護の提供体制を構築するため、医療情報を利用する取組に対して支援を行う。	医療情報を利活用する事業に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具

2	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
3	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
4	三重県医療安全設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機器及び器具
5	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
6	地域災害拠点病院施設整備費補助金		—
7	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
8	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
9	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
10	三重県地域医療再生事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
11	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
12	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
13	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
14	三重県看護師等養成所初年度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
15	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
16	救急患者搬送情報共有システム運営補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
17	ドクターヘリ改修支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
18	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
19	院内助産所及び助産師外来整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
20	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
21	医師官舎整備事業補助金		—

22	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
23	医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が市町以外の者の場合は 30 万円）以上の機器及び器具
24	回復期病床転換事業補助金		—
25	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
26	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
27	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
28	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
29	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
30	がん診療設備整備費補助金		
31	三重県口腔ケア活動支援事業補助金		
32	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
33	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
34	感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
35	みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具

三重県告示第 240 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第 1 条 三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）第 23 条の規定に基づく子ども・福祉部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表 2 のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 子ども・福祉部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第 4 条 子ども・福祉部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必

要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前の健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成7年三重県告示435号）に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表1（第1条関係）

(1) 子ども・福祉総務課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	三重県福祉関係統計調査費交付金	統計調査事務を行う市町に対し、必要な経費を交付することにより、統計調査の円滑な実施を図る。	統計調査の実施に必要な経費	別に定める。	市町
2	三重県社会福祉施設等災害復旧費補助金（障がい者施設、児童福祉施設等）	暴風、洪水等により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。	社会福祉施設等の災害復旧に要する経費	別に定める。	別に定める。
3	福祉休養ホーム滞流荘整備事業費補助金	管理運営を熊野市に一元化し、効率的かつ効果的な経営につなげ、集客機能を強化する。	大規模改修工事等に要する経費	別に定める。	熊野市

(2) 地域福祉課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	民生委員組織活動費補助金	民生委員児童委員協議会の活動を強化し、社会福祉の向上を図る。	民生委員児童委員協議会の活動に要する経費	別に定める。	民生委員児童委員協議会又は民生委員児童委員協議会連合会
2	生活福祉資金貸付事業補助金	生活福祉資金貸付事業の円滑な運営を図る。	三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の運営に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
3	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、社会福祉の向上を図る。	1 三重県社会福祉協議会がボランティア振興事業を行うために要する経費 2 三重県社会福祉協議会が設置する日常生活自立支援センターの運営に要する経費 3 三重県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の運営等に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
4	三重県更生保護事業費補助金	犯罪を予防するとともに、刑余者の更生保護に努め、社会福祉の増進を図る。	三重県更生保護事業協会が実施する更生保護事業に要する経費	別に定める。	更生保護法人三重県更生保護事業協会
5	福祉活動指導員設置費補助金	三重県社会福祉協議会の推進指導体制を整備し、民間社会福祉活動の充実と発展を図る。	福祉活動指導員等の設置に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
6	民生委員推薦会補助金	市町民生委員推薦会の適正な推薦と円滑な運営を図る。	市町民生委員推薦会の運営に要する経費	別に定める。	市町

7	三重県遺族会 事業費補助金	戦没者等の霊を慰め会員の福祉の向上を図る。	1 全国戦没者追悼式参列事業及び「三重の塔」清掃奉仕団派遣事業に要する経費 2 政府派遣遺骨収集等に要する経費 3 沖縄「三重の塔」慰霊事業に要する経費	別に定める。	一般財団法人 三重県遺族会
8	生活保護法第 73 条県負担 金	居住地がない又は明らかでない被保護者に対し、必要な保護を行う。	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 73 条に基づき、居住地がない又は明らかでない被保護者に対し市町が支弁した保護費等に要する経費	別に定める。	市町
9	行旅死亡人等 取扱費用負担 金	行旅病人及び行旅死亡人の救護に対し、適正な費用の負担を図る。	行旅病人及び行旅死亡人の取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づく医療、火葬等に要する経費	別に定める。	市町
10	臨時特例つな ぎ資金貸付事 業補助金	臨時特例つなぎ資金貸付事業の円滑な運営を図る。	三重県社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金貸付事業の運営に要する経費	別に定める。	三重県社会福 祉協議会
11	中国残留邦人 等支援給付県 負担金	居住地がない又は明らかでない中国残留邦人等に対し必要な支援給付を行う。	居住地がない又は明らかでない中国残留邦人等に対し市町が支弁した支援給付等に要する経費	別に定める。	市町
12	三重県交通施 設バリアフリ ー化設備モデ ル整備補助金	高齢者、障がい者等の移動の円滑化を促進する。	鉄道事業者又は軌道経営者が行う駅におけるバリアフリー化設備に要する経費	補助対象経費 の 1/6 以内	鉄道事業者、 軌道経営者又 は市町
13	三重県公共交 通移動円滑化 補助金	乗合バスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する。	乗合バスの低床化に要する経費	補助対象経費 の 1/4 以内	一般乗合旅客 自動車運送事 業者又は一般 乗合旅客自動 車運送事業 者に当該事業 の用に供する バス車両を貸 与する者

(3) 少子化対策課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	児童館整備費 補助金	児童館の整備を図る。	児童館の整備に要する経費	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に基づき、市町が国から受ける交付金の額以内の額	市町
2	地域少子化対策重点推進交付金	市町が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 結婚に対する取組 2 結婚、妊娠・出産及び乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり及び機運の醸成を図る取組 3 優良事例の横展開の取組 4 結婚に伴う新生活の支援への取組	1 市町が実施する地域少子化対策重点推進事業に要する経費 2 同上 3 同上 4 市町が実施する結婚に伴う新生活の支援に要する経費	1,500 万円以内	市町

3	障がい児保育環境改善事業費補助金	障がい児保育を実施する市町に対し、障がい児を受け入れるために必要となる障がい児用の設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等の環境改善を図る。	障がい児の受入れに必要な改修等を行う経費	補助基本額の2/3以内	市町
4	家庭支援推進保育事業費補助金	家庭環境に対する配慮が必要とされる児童の処遇の向上を図る。	家庭支援推進保育の充実のため保育士を配置するために要する経費	補助基本額の1/2以内	市町
5	家庭支援推進保育保育士配置基準改善事業費補助金	児童福祉施設最低基準第33条第2項を上回って保育士を配置することにより家庭支援推進保育事業の充実を図る。	家庭環境配慮児童等の入所する保育所に最低基準による保育士の数を超えて保育士を増員するに要する給与等の経費	補助基本額の1/2以内	市町
6	人権保育職員研修事業費補助金	保育所職員等の資質向上を図る。	保育所等の職員研修に要する経費	補助基本額の1/2以内	公益社団法人三重県人権教育研究協議会
7	認可化移行運営費支援事業費補助金	認可外保育施設を活用して、保育所入所待機児童の福祉の確保を図る。	保育の実施に要する経費	補助基本額の1/4以内	市町
8	低年齢児保育充実事業費補助金	低年齢児保育の充実を図る。	低年齢児保育を充実するために要する経費	補助基本額の1/2以内	市町
9	認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金	認可外保育施設等の利用家庭に対する支援等の多様な保育ニーズに対応し、地域の特性に応じた幅広い活動の推進を図る。	認可外保育施設の保育従事者に対する健康診断に要する経費	補助基本額の2/3以内	市町
10	安心こども基金保育基盤整備事業費補助金（保育所等整備事業等）	保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。	保育所等の整備に要する経費	補助基本額の2/3又は1/2	市町
11	病児・病後児保育広域対応支援事業費補助金	地域の需要を踏まえて、病児・病後児保育を実施し、安心して子育てができる環境づくりを推進することにより、児童福祉の向上を図る。	病児・病後児保育広域対応支援事業に必要な経費	補助基本額の10/10以内	市町
12	地域子ども・子育て支援事業費補助金	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費を補助することにより子ども・子育て支援の推進を図る。	子ども及び子育て家庭の支援に資する事業の実施に要する経費	別に定める。	市町
13	三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金	児童数が放課後児童対策事業の基準に満たない小規模児童クラブの運営を補助し、児童の健全育成を図る。	小学校の余裕教室、児童館等を拠点とした保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図る事業に要する経費	補助基本額の1/2以内	市町
14	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	放課後児童クラブの整備を図る。	放課後児童クラブの整備に要する経費	別に定める。	市町
15	放課後子ども教室推進事業補助金	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図る。	放課後子ども教室推進事業及び放課後子ども教室備品整備事業に要する経費	補助基本額の2/3	市町
16	私立幼稚園等振興補助金	私立幼稚園等における教育の振興を図る。	私立幼稚園等における教育に係る経常的経費	別に定める。	学校法人
17	私立高等学校等教育改革推進特別補助金	私立幼稚園等における教育改革の推進を図る。	私立幼稚園等における教育改革推進に要する経費	別に定める。	学校法人



18	私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金	私立幼稚園等における心身障がい児の就園促進及び特別支援教育の充実を図る。	私立幼稚園等における特別支援教育に要する経費	別に定める。	学校法人
19	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	認定こども園等における幼児教育の質の向上を図る。	認定こども園等における遊具、運動用具、教具、衛生用品等の環境整備に要する経費	別に定める。	学校法人
20	私立幼稚園研修等事業費補助金	私立幼稚園の設置者、園長、教職員等の資質の向上等を図る。	私立幼稚園の設置者、園長、教職員等の研修等に要する経費	別に定める。	一般社団法人三重県私立幼稚園協会
21	私立幼稚園被災児童等保育料等減免補助金	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減することにより就学機会の確保に資する。	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園に通園する園児の保育料の減免に要する経費及び入園料の軽減に要する経費	別に定める。	別に定める。
22	私立幼稚園園舎等耐震化整備費補助金	私立幼稚園における園舎等の耐震化事業を促進する。	私立幼稚園における園舎等の耐震化診断、耐震補強計画、設計及び工事並びに屋内運動場等の耐震対策工事に要する経費	別に定める。	学校法人
23	施設型給付費・地域型保育給付費負担金	市町が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもの健全な成長を図る。	1 私立の認定こども園、幼稚園及び保育所の運営に要する経費 2 小規模保育事業等に要する経費	負担基本額の1/4	市町
24	施設型給付費・地域型保育給付費補助金	市町が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助することにより、子どもの健全な成長を図る。	1 私立の認定こども園、幼稚園及び保育所の運営に要する経費 2 小規模保育事業等に要する経費（教育標準時間認定の児童に係る地方単独部分）	補助基本額の1/2	市町
25	保育士修学資金等貸付事業費補助金	質の高い保育士の養成確保を図る。	修学資金等の貸付に要する経費	10/10	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
26	被災幼児就園支援事業費補助金	東日本大震災による被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児に対する就学支援等を行い、教育の機会を確保する。	被災幼児就園支援事業に要する経費	別に定める。	別に定める。
27	認定こども園施設整備交付金	子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。	認定こども園の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費	別に定める。	市町
28	新任保育士等園内研修支援事業費補助金	新任保育士等の就業継続を支援するため、園内研修の実施を支援することにより、保育人材の確保を図る。	園内研修の保育士支援アドバイザーを派遣するために必要な経費	別に定める。	市町
29	三重県病児保育施設整備費補助金	病児保育施設を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	市町、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費	補助基本額の1/3又は3/10以内	市町
30	私立幼稚園等園務改善 ICT化支援事業補助金	私立幼稚園等の園務を改善するため、事務のICT化を促進し、教諭の事務負担の軽減を図る。	私立幼稚園等における教諭の事務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の園務改善のためのICT化に要する経費	別に定める	学校法人
31	医療的ケア児保育支援モデル事業費補助金	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合には、受入可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	医療的ケア児の受入に必要な看護師等の雇上げ、保育士の加配、その他医療的ケア児の受入に資する事業に要する経費	補助基本額の3/4以内	市町

## (4) 子育て支援課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	児童養護施設等整備費補助金	児童養護施設等の設置及び整備拡充を図る。	児童養護施設等の設置及び整備拡充に要する経費	別に定める。	市町及び社会福祉法人等
2	児童家庭支援センター運営事業費補助金	児童家庭支援センターの運営事業費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	児童家庭支援センターの運営に要する経費	別に定める。	市町、社会福祉法人等
3	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は見込みが極めて少ないと医師に診断された者が、別に定める指定医療機関で特定不妊治療及び男性不妊治療に要した経費	別に定める。	別に定める。
4	特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金	特定不妊治療等を受けた者のうち、特に低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は見込みが極めて少ないと医師に診断された者が、別に定める指定医療機関で特定不妊治療に要した経費、一般不妊治療に要した経費及び不育症治療等に要した経費	補助基本額の1/2	特定不妊治療費助成事業等を実施する市町
5	自立支援教育訓練給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	県が指定した教育訓練講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
6	高等職業訓練促進給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	資格取得のため養成機関の入学時及び修業期間中の生活負担を軽減するための経費	別に定める。	別に定める。
7	里親賠償保険補助金	里親支援を強化することにより、里親委託の推進を図る。	里親が里親賠償保険に加入する場合の加入に要する経費	補助対象経費の10/10以内	三重県里親会
8	児童手当負担金	児童の家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。	市町の児童手当支給に要する経費	別に定める。	市町
9	児童保護措置費等負担金	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第55条の規定に基づき、母子の保護を図る。	市が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する経費	負担基本額の1/4	市
10	三重県身元保証人確保対策事業費補助金	児童養護施設、婦人保護施設等に入所中若しくは退所した子ども等又は里親に委託中若しくは委託解除後の子どもの社会的自立の促進を図る。	身元保証人確保対策事業に基づき、全国社会福祉協議会が実施する事業に要する経費	別に定める。	全国社会福祉協議会
11	三重県母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金	母子生活支援施設に入所中又は退所した母子の社会的自立の促進を図る。	身元保証人確保対策事業に基づき、市が支払う保険料に要する経費	別に定める。	市
12	三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、その費用の一部を補助することにより、児童福祉関係施設の耐震化の推進を図る。	耐震診断に要する経費	補助基本額の2/3以内	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設

13	三重県学習支援ボランティア事業費補助金	ひとり親家庭における児童の学習を支援すること及び悩み、進学相談等を受けることで、児童の学習習慣及び生活習慣を確立することを目的とする。	ひとり親家庭生活支援事業に基づき実施した学習支援に要する経費	3/4 以内	市町
14	思春期ライフプラン教育事業費補助金	思春期から妊娠、出産の適齢期及び不妊に関する正しい知識の普及を進め、母性、父性の涵養と家族観の醸成を図る。	別に定める。	別に定める。	市町
15	児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金	入所児童の処遇体制の強化を行う者に対し、要する経費の一部を補助することにより、入所児童の社会的自立の促進及び保健福祉の向上を図る。	職員の経費	別に定める。	社会福祉法人等
16	施設入所児童里親委託推進事業費補助金	里親支援専門相談員の活動により当該施設の入所児童を里親に措置変更した実績を有するものに対し、その後の里親子への支援等に要する経費の一部を県が補助することにより、里親委託の推進を図る。	里親支援専門相談員が措置変更後の里親子への支援等に要する経費	別に定める。	社会福祉法人等
17	不妊症看護認定看護師資格取得支援事業補助金	県内の医療機関開設者が所属看護職員に不妊症看護認定看護師の資格を取得させることを目的に、当該職員を不妊症看護認定看護師教育課程に派遣し、修了させ、不妊症看護認定看護師の資格を取得できるよう支援を図る。	不妊症看護認定看護師教育課程の受講に係る入学金及び受講料	受講者 1 人当たり 40 万円	県内の医療機関の開設者
18	ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金	日常生活を営むのに支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。	ひとり親家庭等日常生活支援事業を市町が実施するために必要な経費	3/4 以内	市町
19	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を一部補助することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図る。	高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を一部補助することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図る。	対策講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
20	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	就職に有利な資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
21	聴覚障がい児補聴器購入費用助成事業費補助金	就学前の早期の補聴器装着により、言語習得に必要な聴能の発達を促す。	一定の聴覚障がい児が補聴器及び補聴援助システムを購入する場合の購入に要する経費	別に定める。	別に定める。
22	養育医療給付事業等負担金	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づき市町が支出する養育医療給付費等の一部を負担する。	1 養育医療給付費の支給に要する経費 2 結核児童日用品費等給付の支給に要する経費	負担基本額の 1/4	市町
23	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援する。	三重県社会福祉協議会が実施する自立支援資金貸付事業に要する経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会

24	児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金	児童養護施設等を退所した者の心の抛り所の確保や自立支援を図るとともに、入所児童の夢や希望を醸成する。	退所者の一時帰省の受け入れ及び退所者と入所児童との異年齢交流に要する経費	別に定める。	別に定める。
25	平成 30 年度健やか親子 21 全国大会実行委員会負担金	平成 30 年度健やか親子 21 全国大会の円滑な実施を図り、母子保健事業及び家族計画事業の推進に資する。	平成 30 年度健やか親子 21 全国大会の開催に要する経費	別に定める。	平成 30 年度健やか親子 21 全国大会実行委員会
26	三重県就学者自立生活援助事業費補助金	大学等に就学中であって、20 歳から 22 歳に達する年度末までの間にある者に対して児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進を図る。	児童自立生活援助を継続して行う者の一般生活費、特別育成費等に要する経費	別に定める。	別に定める。
27	三重県社会的養護自立支援事業費補助金	里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で年齢により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、22 歳に達する年度末まで引き続き必要な支援を行うことにより、将来の自立を図る。	里親、児童養護施設等で引き続き居住し生活していくために必要な経費	別に定める。	別に定める。

(5) 障がい福祉課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	障害者自立支援給付費等負担(補助)金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づき市町が支出する介護給付費等の一部を負担する。	1 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する経費 2 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の支給に要する経費 3 補装具費の支給に要する経費 4 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する経費 5 やむを得ない事由による措置に要する経費 6 更生医療給付費の支給に要する経費 7 育成医療給付費の支給に要する経費 8 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に要する経費 9 やむを得ない事由による措置(療養介護医療に係る者に限る。)に要する経費 10 地域生活支援事業等に要する経費 11 重度障がい者に係る市町特別支援事業に要する経費 12 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業に要する経費	補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4  補助基本額の 1/4 以内  補助基本額の 10/10  補助基本額の 3/4	市町

2	障害者施設整備事業費補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等施設の整備を促進することにより、障がい者の自立促進及び福祉の推進を図る。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関連施設（生活介護、就労移行支援事業所等）、障害者支援施設、障害児施設等の施設及び設備の整備に要する経費	別に定める。	社会福祉法人等
3	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金	障がい者の自立生活を支援し、地域で安心して暮らせるよう支援基盤の充実に努める。	グループホームの施設整備に要する経費	別に定める。	市町
4	点字図書館運営事業費補助金	点字図書館の運営の円滑化を図る。	点字図書館の運営に要する経費	補助基本額の10/10以内	社会福祉法人等
5	全国大会等開催事業補助金	全国大会等の県内開催に係る費用を補助し、障がい者の社会参加の促進を図る。	全国大会等の運営に係る経費	別に定める。	法人等
6	三重県障害児通所給付費等負担金	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき市町が支出する障害児通所給付費等の一部を負担する。	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用	負担基本額の1/4	市町
7	三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金	社会的事業所の設置を進め、地域社会に根ざした障がい者の就労の促進及び社会的、経済的な自立を図る。	社会的事業所の創業に係る費用	別に定める。	市町
8	障がい者スポーツ運営事業費補助金	障がい者スポーツの普及及び技術の向上を図るとともに、スポーツを通じて障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を進める。	障がい者スポーツの運営等に係る費用	別に定める。	社会福祉法人等
9	医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業費補助金	医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域で安心して生活出来るための体制整備を図る。	医療的ケアを必要とする障がい児・者の緊急時等の受入を可能とするために必要な備品又は消耗品の購入に必要な費用	補助基本額（上限50万円）の1/2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、日中一時支援事業、訪問看護事業を実施する者
10	かくだん 喀痰吸引等実施介護人材確保事業補助金	障害福祉サービス事業所等における介護職員による喀痰吸引等の実施者の確保を図る。	障害福祉サービス事業所で勤務する職員が、不特定者に対する喀痰吸引等研修を受講する際に必要な費用	補助基本額（上限7万円）の1/2	障害福祉サービス事業所
11	三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金	就労支援事業所等の受注の機会を確保するとともに、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の地域における自立した生活の実現に資する。	共同受注窓口事業の運営に要する経費	別に定める。	社会福祉法人、特定非営利活動法人等

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B)	(C)
1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備費補助金	規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具

2	障がい児保育環境改善事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	
3	安心こども基金保育基盤整備事業費補助金（保育所等整備事業等）	厚生労働省告示及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 13 年文部科学省告示第 53 号。以下「文部科学省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	
4	地域子ども・子育て支援事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
5	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 27 年内閣府告示第 424 号。以下「内閣府告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が市町以外の者の場合は 30 万円）以上の機械及び器具
6	認定こども園施設整備交付金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
7	三重県病児保育施設整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が市町以外の者の場合は 30 万円）以上の機械及び器具
8	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
9	障害者施設整備事業費補助金		
10	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

### 三重県告示第 241 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 6 第 2 項の規定により、三重県保健医療計画（第 5 次改訂）（平成 25 年三重県告示第 205 号）を変更し、第 7 次三重県医療計画として施行しますので、同法第 30 条の 4 第 16 項の規定により告示します。

なお、変更後の計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課、県内の各保健所及び三重県情報公開・個人情報総合窓口に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 第 7 次三重県医療計画の概要

##### 1 計画策定の趣旨

平成 25（2013）年の改訂以降、さらなる高齢化が進み、「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる平成 37（2025）年に向け、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが求められています。

そのような中、平成 26（2014）年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が制定され、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進することになりました。

また、各都道府県は地域医療構想を策定し、平成 37（2025）年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実を進めることとされ、本県においても、平成 29（2017）年 3 月に「三重県地域医療構想」を策定し

たところでは。

こうした医療を取り巻く環境の変化に対応すべく、県内の医療提供体制の実態把握に努め、県民の皆さんが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感できるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、今回、計画を改定することとします。

なお、これまで「保健医療計画」として改訂を重ねてきましたが、保健に係る計画については「三重の健康づくり基本計画」が既にあり、平成 29（2017）年度に当該計画の中間評価が行われたことを機に、「三重県医療計画」に名称を変更します。また、本県の計画は、国が「第2次医療計画」とした際に「三重県保健医療計画（第一次改訂）」としたため、国の数え方とずれが生じています。このずれを解消することも含め、新たな計画を「第7次三重県医療計画」とします。

## 2 計画の性格

「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 の規定に基づく計画です。

長期的な視点から三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の着実な推進に向け、特定の課題に対応するための個別計画です。

本県の医療行政推進の基本方針であり、県民の皆さんが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感できるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築をめざすものです。

計画の推進にあたっては、医療および介護の総合的な確保を進めるため、「三重県介護保険事業支援計画」や市町の「介護保険事業計画」との整合を図るとともに、「三重の健康づくり基本計画」、「三重県がん対策推進計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「第三期三重県医療費適正化計画」、その他医療と関連する計画との整合を図ります。

## 3 計画の特徴

県民、医療機関、医療関係団体、市町等が取り組む活動についても明らかにし、それぞれの立場から地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、魅力ある医療機関や医療提供体制づくりを進めていきます。

県民の皆さんが医療サービスを必要とするさまざまな場面で活用していただけるよう、具体的な医療情報についてもわかりやすく示します。

## 4 具体的な医療情報の提供

第 7 次計画では、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）および在宅医療の医療提供体制について、具体的な医療機関名等を本文中、もしくは県のホームページ上で掲載し、変更があった場合は随時更新していきます。

## 5 計画の期間

平成 30（2018）年 4 月 1 日から平成 36（2024）年 3 月 31 日までの 6 年間とします。ただし、第 7 章「地域医療構想」については、平成 37（2025）年をめざしています。なお、在宅医療その他必要な事項については、3 年後に調査、分析および評価を行い、必要に応じて計画を変更することとします。

## 6 計画の主な記載事項

### 第 1 章 医療計画に関する基本方針

#### 第 1 節 計画策定の趣旨

#### 第 2 節 計画の性格

#### 第 3 節 計画の特徴

#### 第 4 節 具体的な医療情報の提供

#### 第 5 節 計画の期間

### 第 2 章 三重県の医療を取り巻く基本的な状況

#### 第 1 節 三重県の地域特性

#### 第 2 節 人口および人口動態

#### 第 3 節 保健医療施設の状況

#### 第 4 節 県民の受療動向

### 第 3 章 医療圏

#### 第 1 節 医療圏の設定と基準病床数

### 第 4 章 医療提供体制の構築

#### 第 1 節 医師の確保と資質の向上

#### 第 2 節 医療従事者の人材確保と資質の向上

- 第3節 医療提供体制の整備
- 第4節 公的病院等の役割
- 第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制
  - 第1節 がん対策
  - 第2節 脳卒中对策
  - 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
  - 第4節 糖尿病対策
  - 第5節 精神疾患対策
  - 第6節 救急医療対策
  - 第7節 災害医療対策
  - 第8節 へき地医療対策
  - 第9節 周産期医療対策
  - 第10節 小児救急を含む小児医療対策
  - 第11節 在宅医療対策
- 第6章 医療に関するさまざまな対策
  - 第1節 医療安全対策
  - 第2節 臓器移植対策
  - 第3節 難病・特定疾患等対策
  - 第4節 アレルギー疾患対策
  - 第5節 高齢化に伴う疾患等対策
  - 第6節 歯科保健医療対策
  - 第7節 血液確保対策
  - 第8節 医療に関する情報化の推進
  - 第9節 外国人に対する医療対策
- 第7章 地域医療構想
  - 第1節 地域医療構想策定の経緯と趣旨
  - 第2節 策定の基本的な考え方と策定体制
  - 第3節 医療需要と必要病床数
  - 第4節 実現するための取組
- 第8章 保健・医療・福祉の総合的な取組
  - 第1節 保健・医療・福祉の連携
  - 第2節 高齢者の保健・医療・福祉の推進
  - 第3節 障がい者の医療福祉の推進
  - 第4節 母子保健対策の推進
- 第9章 健康危機管理体制の構築
  - 第1節 結核・感染症対策
  - 第2節 医薬品等の安全対策と薬物乱用の防止
  - 第3節 その他の取組
- 第10章 医療計画の推進体制
  - 第1節 医療計画の周知と情報の公表
  - 第2節 医療圏等の推進体制
  - 第3節 数値目標の進行管理と計画の評価・検討

---

### 三重県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託します。

平成30年3月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 委託先

東京都港区芝浦三丁目16番20号



ニッテレ債権回収株式会社

2 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 243 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表中「スポーツ推進局」を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改め、第 10 号の項及び第 11 号の項を削り、第 9 号の項を第 11 号の項とし、第 1 号の項から第 8 号の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表に第 1 号の項及び第 2 号の項として次の 2 項を加える。

1	第 76 回国民体育大会開催準備委員会負担金	国民体育大会を開催することにより、本県のスポーツ推進を図るとともに、県民総参加による郷土意識の高揚及び地域づくりを進め、あわせて全国へ向けて本県の情報を発信する。	大会の開催準備に要する経費	別に定める。	準備委員会
2	第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金	第 76 回国民体育大会における競技施設の整備を支援し、大会の円滑な運営を図る。	市町等が行う国体競技施設の整備に要する経費	別に定める。	市町等

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 244 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表中第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 5 号の項とし、第 7 号の項から第 12 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 13 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を第 12 号の項とする。

1	県レベルに設置される推進体制が実施する農業経営の法人化等の支援に係る専門家派遣等支援活動及び体制の運営に要する経費	事業費の 10/10 以内	民間団体等
2	農業経営の法人化及び集落営農組織の組織化を行ったものに対して行う補助金の交付に要する経費	定額	民間団体等

別表 1(3)の表中第 14 号の項を第 13 号の項とし、第 15 号の項から第 19 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

19	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な機械、施設の導入を支援し、力強く持続可能な農業構造を実現することを目的とする。	適切な「人・農地プラン」が作成されており農地中間管理機構を活用している地区において、付加価値の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減等に意欲的に取り組む認定農業者等の地域の担い手が、融資を活用して農業用機械及び施設を導入する事業に要する経費を支援する。	事業費の 1/2 以内	市町
----	--------------------	--	--	-------------	----

別表 1(4)の表第 1 号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

地方卸売市場を開設する地方公共団体等が行う卸売市場施設整備等に関する事業に要する経費	1/3 以内
--	--------

別表 1(5)の表に次のように加える。

17	G A P 認証取得支援事業費補助金	地域のモデルとなる農業者等を対象とした認証取得のための環境整備や審査費用の補助を行い、G A P 認証の取得を進める。	G A P 認証を新規に取得する際に必要となる経費。ただし、農業の専門学科を有する教育機関は、認証の維持審査及び更新審査に必要な経費も対象とする。	定額	農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合、農業者の組織する団体、農業の専門学科を有する教育機関等
----	--------------------	---	---	----	--

別表 1(6)の表第 2 号の項 (C) の欄中

「

4 経営対策事業	を
----------	---

」

「

4 経営対策事業	に改め、
5 HACCP 導入対策事業	

」

同表第 4 号の項 (C) の欄中

「

3 衛生対策事業	を
----------	---

」

「

3 衛生対策事業	に改め、
4 HACCP 導入対策事業	

」

同表第 7 号の項 (C) の欄中「機械のリース整備、」を削り、同表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 9 号の項とする。

別表 1(8)の表第 6 号の項中

「

3 市町が団体営農業集落排水整備促進事業（ハード整備）の実施に伴う下水道事業債等の起債償還のための基金造成に要する経費	団体営農業集落排水整備促進事業（ハード整備）の精算工事費に次の率を乗じた額以内	を
---	---	---

」

「

3 市町が団体営農業集落排水整備促進事業等（ハード整備）の実施に伴う下水道事業債等の起債償還のための基金造成に要する経費（※平成 30 年度以降採択の新規地区は除く。）	団体営農業集落排水整備促進事業等（ハード整備）の精算工事費に次の率を乗じた額以内	に改め、
--	--	------

」

同表第 7 号の項 (C) の欄を次のように改める。

市町が、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（農業集落排水）の実施に伴う下水道事業債等の起債償還のための基金造成に要する経費（※平成 30 年度以降採択の新規地区は除く。）
---

別表 1(10)の表第 1 号の項 (D) の欄中「公示された過疎地域」の次に「(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)」を加え、同表に次のように加える。

5	中山間地域所得向上支援整備事業費補助金	自然的、経済的条件等が不利な中山間地域において、意欲ある農業者等の所得向上を推進するため、収益性の高い農産物等の生産、販売等の取組を総合的に支援する。	中山間地域所得向上支援対策実施要綱等に基づいて行う中山間地域所得向上支援事業の施設整備等(鳥獣被害防止施設等の整備)に要する経費	事業費の 1/2 以内。ただし、次のいずれかに該当する地域にあっては、事業費の 55/100 以内(侵入防止柵の自力施工を行う場合は、中山間地域所得向上支援対策実施要綱等に定める範囲内で定額) 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域 2 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 3 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。) 4 半島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 5 離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、狩猟者団体、民間団体、農業者等で組織された団体及びこれらの者で構成される協議会であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの
---	---------------------	---	--	---	--

別表 1(11)の表中第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を次のように改め、同項を第 10 号の項とする。

10	木質バイオマスエネルギー利用	木質バイオマスを燃料として利用す	チップ加工業者にチップを安定供給するための取組を行う事業者等	定額	三重県木質バイオマスエネルギー
----	----------------	------------------	--------------------------------	----	-----------------

促進事業費補助金	るために必要な体制の構築を図る。	の生産体制の強化に要する経費 木質チップ供給事業	一利用推進協議会
----------	------------------	-----------------------------	----------

別表 1(11)の表中第 12 号の項を第 11 号の項とし、第 13 号の項から第 15 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 16 号の項を削る。

別表 1(12)の表第 1 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

森林病害虫等を防除するための次の事業に要する経費 松くい虫防除事業 (1) 特別防除 (2) 地上散布 (3) 伐倒駆除 (4) 特別伐倒駆除 (5) 樹幹注入	事業費の 1/3 以内	市町、森林組合又は森林の所有者若しくは管理者
--	-------------	------------------------

別表 1(12)の表第 9 号の項を削る。

別表 1(13)の表中第 3 号の項を削り、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 4 号の項とする。

別表 1(16)の表第 4 号の項 (C) の欄中

「

6 漁港機能増進事業に要する経費 (1) 本土 ア 漁港施設  (2) 離島 ア 外郭及び水域  イ 係留  ウ 輸送及び用地	を
--	---

」

「

6 漁港機能増進事業に要する経費 (1) 本土 ア 漁港・海岸施設  (2) 離島 ア 外郭及び水域  イ 係留  ウ 輸送・用地・海岸施設	に改める。
---	-------

」

別表 1(16)の表中第 6 号の項を削り、第 7 号の項を次のように改め、同項を第 6 号の項とする。

6	県単漁港改良事業費補助金	水産業の基盤である漁港施設の整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 国補事業対象外の小規模な漁港及び海岸の改良事業 2 漁港及び海岸の施設に関する調査等	事業費の 40/100以内 事業費の 50/100以内	市町
---	--------------	----------------------	--	--------------------------------	----

別表 1(16)の表中第 8 号の項を次のように改め、同項を第 7 号の項とする。

7	県単沿岸漁場整備事業費補助金	沿岸漁場の整備を促進し、水産資源の増大を図る。並びに、漁港海岸保全施設整備を促進し、津波被害から重要な養殖漁場の保全を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 国補事業対象外の小規模な漁場造成、漁場保全等に係る事業	事業費の 40/100以内	市町、漁業協同組合、真珠養殖漁業協同組合、三重県漁業協同組合連合会又はこれらの者が主たる構成員となっている団体
---	----------------	--	--	---------------	---

			2 漁港海岸保全施設整備において、津波対策を実施することで、従来の工法より増加する整備にかかる事業	事業費の1/3以内	市町
--	--	--	---	-----------	----

別表 1(16)の表中第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項から第 12 号の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**三重県告示第 245 号**

農業災害補償法第 16 条第 1 項ただし書の規定に基づく業務の規模の基準（昭和 39 年三重県告示第 56 号）は、平成 30 年 4 月 1 日に廃止します。

ただし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例によることとします。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県告示第 246 号**

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則第 4 条第 1 項の規定による貸付基準（昭和 54 年三重県告示第 579 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 2 を削る。

**三重県告示第 247 号**

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表を削る。

別表 1(3)の表に次のように加え、同表を別表 1(2)の表とする。

6	みえの働き方改革取組支援事業補助金	県内複数の企業等が協働して働き方改革に関する事業を実施することにより、県内企業における働き方改革の推進を図る。	県内複数の企業等が協働して県内企業等の働き方改革を推進する取組に要する経費	1/2 以内。ただし、20 万円を上限とする。	県内企業等（団体、組合等を含む）
---	-------------------	---	---------------------------------------	-------------------------	------------------

別表 1(4)の表を削る。

別表 1(5)の表に次のように加え、同表を別表 1(3)の表とする。

2	果実運用型ファンド活用促進補助金	公益財団法人三重県産業支援センターが行う「みえ地域コミュニティ応援ファンド」及び「みえ農商工連携推進ファンド」を活用し県内各地域における新たなビジネスの創出促進を図る。	公益財団法人三重県産業支援センターが実施するファンドの効果的な活用を促進するため、市町、商工団体等と連携した新たなビジネスを発掘する取組等の事業に要する経費	事業費の 10/10 以内	公益財団法人三重県産業支援センター
---	------------------	--	--	---------------	-------------------

別表 1(6)の表中「ものづくり推進課関係」を「ものづくり・イノベーション課関係」に改め、第 9 号の項を削り、第 10 号の項（B）の欄を次のように改める。

県内中小企業者等の航空宇宙産業に関する人材育成を支援することで、本県の航空宇宙産業の振興を図る。
--

別表 1(6)の表第 10 号の項（C）の欄中「関する外部研修」を「係る外部研修等の」に改め、同項を同表第 9 号の項とし、同表第 11 号の項を削り、同表第 12 号の項（B）の欄を次のように改める。

県内中小企業者等の航空宇宙産業に関する認証取得活動を支援することで、本県の航空宇宙産業の振興を図る。

別表 1(6)の表第 12 号の項 (C) の欄中「品質マネジメント認証取得」を「認証取得活動」に改め、同項を同表第 10 号の項とし、同表第 13 号の項 (A) の欄及び (B) の欄を次のように改める。

三重県航空宇宙産業試作開発支援事業費補助金	県内中小企業者等の航空宇宙産業に関する試作開発を支援することで、本県の航空宇宙産業の振興を図る。
-----------------------	--

別表 1(6)の表第 13 号の項 (C) の欄中「新たな」を「航空宇宙産業に係る」に、「係る」を「要する」に改め、同項を同表第 11 号の項とし、同表第 14 号の項を削り、同表第 15 号の項を同表第 12 号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表 1(4)の表とする。

13	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	発電用施設周辺地域の住民が通常通勤することができる地域の産業活性化及び住民の福祉の向上に寄与する事業を促進することにより、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。	電源立地地域対策交付金交付規則（平成 16 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号）第 3 条の措置のうち別に定めるものを行うために要する経費	1/2 以内。ただし、発電用施設周辺地域で行われる事業に対しては、2/3 以内	市町等
14	電源立地地域対策交付金（水力枠）	水力発電施設周辺地域における公共用施設の整備及び住民の福祉の向上に寄与する事業を促進することにより、水力発電施設の設置及び運転の円滑化を図る。	水力発電施設周辺市町が行う措置であって電源立地地域対策交付金規則第 3 条の措置を行うために要する経費	別に定める。	市町
15	電源立地地域対策交付金（立地枠）	発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の福祉の向上に寄与する事業を促進することにより、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。	次に掲げる計画に基づく事業（電源立地地域対策交付金交付規則第 3 条に掲げる措置に係るものに限る。）を行うために要する経費 1 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 4 条の規定により知事が作成した公共用施設整備計画 2 発電用施設周辺地域整備法第 10 条の規定により知事が作成した利便性向上等事業計画	別に定める。	市町等
16	石油貯蔵施設立地対策等交付金	石油貯蔵施設の周辺地域において住民の福祉の向上に必要な公共用施設を整備することにより、石油貯蔵施設の設置の円滑化を図る。	石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる次の公共用の施設を整備するために要する経費 道路、港湾、漁港、都市公園、水道、スポーツ若しくはレクリエーションに関する施設、通信施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、国土保全施設、消防に関する施設、農林水産業に係る共同利用施設又は商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設	別に定める。	市町等
17	四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金	自然災害に備え、四日市コンビナート事業者における事業継続の取組強化を促進することにより、県内産業及び雇用への影響を最小限に抑えとともに、四日市コンビナートへの信頼を高めることで、取引先の拡大、遊休地への立地促進等の更な	別に定める四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。

	る活性化につなげる。		
--	------------	--	--

別表 1(7)の表中第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 2 号の項とし、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項を第 4 号の項とし、第 6 号の項を削り、第 7 号の項を第 5 号の項とし、第 8 号の項から第 12 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 13 号の項から第 15 号の項までを削り、第 16 号の項を第 11 号の項とし、第 17 号の項を第 12 号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表 1(5)の表とする。

13	三重県事業承継ネットワーク運営事業費補助金	三重県事業承継ネットワークの運営を支援することにより、中小企業の円滑な事業承継を促進する。	公益財団法人三重県産業支援センターが実施する三重県事業承継ネットワークの運営事業に要する経費	別に定める。	公益財団法人三重県産業支援センター
----	-----------------------	---	--	--------	-------------------

別表 1(8)の表を別表 1(6)の表とする。

別表 1(9)の表中「観光誘客課関係」を「観光魅力創造課関係」に改め、同表を別表 1(7)の表とする。

別表 1(10)の表を別表 1(8)の表とする。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 248 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
NTN株式会社	大阪府大阪市西区京町堀一丁目3番17号	平成 30 年 3 月 20 日	平成 30 年 3 月 31 日

三重県告示第 249 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 26 年三重県告示第 227 号）の全部を改正する。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（昭和 33 年三重県条例第 1 号）第 1 条の 2 の規定に基づき、工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備（以下「設備等」という。）の使用料の額を次のように定め、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
全自動真円度測定機	370	620
CNC三次元測定機	370	750
万能引張試験機（テンシロン）	370	650
万能試験機（1000 k N）	370	360
ボールミル	370	380
高強度型万能試験機（2000 k N）	370	1,890
圧縮試験用研磨機	370	370
セメント強さ試験用型詰め装置	370	360
メルトインデックサ	370	230
計装化衝撃試験システム	370	410
かくはん造粒機	370	60
スクリーュー式押し出し造粒機	370	30
V型混合機	370	70

通風乾燥機	370	40
錠剤粉砕器	370	10
錠剤硬度計	370	160
崩壊試験装置	370	50
ハンドプレス	370	210
食品異物顕微解析装置	370	720
粉体物性測定装置	370	130
空気比較式比重計	370	0
ジェットミル	370	300
ロボットシフター	370	260
錠剤コーティング機	370	210
流動層造粒機	370	200
湿式整粒機	370	70
試料粉砕機	370	90
大型遠心分離機	370	620
万能投影機	370	200
マイクロン深さ高さ測定機	370	200
ビッカース硬度計	370	0
微小硬度計	370	0
衝撃試験機	370	200
試料研磨機	370	250
溶接継手曲げ試験装置	370	80
倒立型金属顕微鏡	370	130
ビデオマイクロスコープ	370	120
乾燥機	370	20
低速回転・低速送り切断機	370	210
電子天びん	370	50
電気炉	370	110
粒度分布測定装置	370	220
水分活性測定装置	370	20
薄刃切断機	370	860
放射ノイズ測定システム（放射ノイズ）	370	810
雑音端子測定システム（雑音）	370	1,050
雑音電力測定システム（雑音）	370	680
シールド効果測定システム（シールド）	370	510
磁界EMI測定システム（磁界EMI）	370	730
多機能物性測定装置（レオメータ）	370	470
V型混合機（大）	370	60
自動溶出試験機	370	490
溶液安定性評価装置	370	200
カールフィッシャー水分計	370	210
紫外可視光度計	370	380
金属精密切断機	370	760
表面粗さ・輪郭複合測定機	370	630



雷サージ・バースト試験機（サージ・バースト）	370	500
1GHz超放射エミッション測定システム（GHz超）	370	1,290
ガウスメーター	370	120
ロックウェル硬度計	370	40
カメラ付き実体顕微鏡	370	30
試料埋込装置	370	160
X線回折装置（XRD）	370	1,030
プラズマ質量分析装置（ICP-MS）	370	4,010
波長分散型蛍光X線分析装置（XRF）	370	2,070
FE型走査電子顕微鏡EDX付（FE-SEM/EDX）	370	2,530
原子吸光光度計（AAS）	370	500
赤外分光光度計（FT-IR）	370	1,770
携帯型分光測色計	370	20
エア式ピストンシリンダー充填機	370	300
錠剤摩損度試験器	370	0
極小試料粉碎器	370	20
小型製粉機	370	30
携帯型近赤外分光計	370	30
ボールミル（医薬用）	370	10
小型回転式打錠機	370	80
ファリノグラフ	370	490
近赤外分光計	370	230
電気式ゆで麺機	370	410
業務用電子レンジ	370	70
非接触3次元デジタイザー	370	4,010
万能試験機（100kN）	370	1,350
pH計	370	90
カッピングミル	370	130
油圧式搾汁機	370	210
真空濃縮釜	370	1,080
連続冷却遠心機	370	350
食品用送風定温乾燥器	370	50
真空式ドラムドライヤー	370	880
電磁式ふるい振とう機	370	170
ジェット式かくはん機	370	50
ミニスプレードライヤー	370	220
パッチニーダー	370	30
高圧蒸気滅菌器（高性能）	370	50
真空凍結乾燥機（10L）	370	200
製麺機	370	260
アイスクリーム製造装置	370	540
くん煙箱	370	720
真空包装機	370	230
急速凍結機	370	230

恒温恒湿機	370	90
据置型分光測色計	370	30
自動滴定装置	370	50
プログラマブルデジタル粘度計	370	530
動的粘弾性解析装置	370	580
ラビッドビスコアナライザー	370	500
示差走査熱測定装置	370	1,590
振とう温度勾配培養装置	370	40
高圧蒸気滅菌器	370	70
ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC-MS）	370	3,310
複合サイクル試験機（CCT）	370	730
BCIイミュニティ試験システム（BCI）	370	4,540
放射イミュニティ試験システム（放射イミュニティ）	370	3,740
伝導イミュニティ試験システム（伝導イミュニティ）	370	2,930
静電気試験器（ESD）	370	1,050
ノイズシミュレータ	370	660
円筒造粒機	370	30
小型卓上整粒機	370	130
食薬用実体顕微鏡	370	10
食品用遠心分離機	370	200
シールドルーム	370	320
大型振とう培養機	370	60
コロイドミル	370	70
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（ファンデーション含む。）（作業時間1時間まで）	370	2,960
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（追加作業時間1時間当たり）		1,920
3次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）用サポート材洗浄機	370	320
サーモグラフィー	370	80
充放電試験装置	370	60
環境試験器（恒温恒湿）	370	80
ハイブリッド成形機（ハイブリッド成形）	370	3,040
ハイブリッド成形機（射出成形）	370	2,030
イオンミリング装置	370	390
LED配光測定装置	370	0

## 2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
万能試験機（500kN）	370	800
自動引張試験システム	370	1,220
精密万能材料試験機	370	470
ブリネル硬さ試験機	370	170
デジタルロックウェルツイン硬度計	370	150
ビッカース硬度計	370	200
微小硬度計	370	380
シャルピー衝撃試験機（50J）	370	20

試料研磨システム	370	1,230
実体顕微鏡	370	50
型砂強度試験機	370	90
型砂混練機	370	70
鋳物砂標準ふるい器	370	40
サンドミル（試験室用混砂器）	370	30
電気炉	370	350
ショットブラスト	370	390
構造物試験機	370	1,090
炭素硫黄同時分析装置（CS-444LS）	370	1,660
自動研磨機	370	490
すべり抵抗測定装置	370	290
高周波プラズマ発光分光分析装置	370	2,440
湿式精密切断機	370	310
油圧自動埋込み機	370	230
超音波探傷機	370	40
金属顕微鏡（倒立型）	370	260

## 3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
ポットミル架台（施釉絵付室）	370	180
紫外・可視・近赤外分光光度計	370	170
SiC発熱体小型電気炉	370	550
タイル切断機	370	280
トロンメル（200 kg）	370	160
高速ミキサー	370	410
逆流式高速混合機	370	130
トロンメル（50 kg）	370	150
スプレードライヤー	370	620
加圧鋳込み装置	370	120
コンパクトジェットミル	370	320
ポットミル架台（成形室）	370	180
ロールクラッシャー	370	140
エアースラスト	370	370
循環式混練機	370	140
ジョークラッシャー	370	120
らいかい機（旧型）	370	220
らいかい機（新型）	370	270
粉碎装置	370	170
定温恒温乾燥器	370	40
オートクレーブ	370	1,120
TG・DTA熱分析装置	370	350
耐熱試験装置（オープン）	370	250
ダイヤモンドソー	370	310
画像処理システム	370	100

50 トンプレス	370	230
小型押し成形機	370	60
振動ふるい機	370	40
自由粉砕器	370	20
B型粘度計	370	20
B型粘度計（BM型）	370	10
消費電力測定装置	370	80
高温強度試験機	370	960
X線分析顕微鏡	370	700
高出力型X線回折装置	370	880
高温雰囲気炉	370	1,250
熱画像測定装置	370	80
レーザー式粒度分析機	370	230
デジタルマイクロスコープ	370	100
ビーズミル	370	350
混合かくはん機	370	120
熱膨張測定装置（ディラトメーター）	370	600
広帯域赤外分光分析装置（遠赤外線）	370	950
広帯域赤外分光分析装置（テラヘルツ）	370	2,010
真空土練機（磁器用）	370	30
電子天秤（0.1mg）	370	210

## 4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
高速ミキサー	370	100
真空土練機	370	40
トロンメル（50 kg）	370	90
トロンメル（200 kg）	370	170
らいかい機（2連）	370	170
らいかい機（3連）	370	280
高温恒温器（オープン）	370	260
X線回折装置	370	490
ポットミル架台	370	180
たたら成形機	370	60
真空脱泡装置	370	30
混練機	370	30
デジタルマイクロスコープ	370	70
ダイヤモンドソー	370	200
送風定温乾燥機	370	30
ホモジナイザー	370	90
強度試験機	370	150

## 備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの使用料を乗じたものに基本料金を加えます。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

## 三重県告示第 250 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表第 16 号の項（C）の欄中「補強設計及び耐震改修」を「補強設計、耐震改修等」に改める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 三重県告示第 251 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市白木町字上垣内 2098 番地先 から 亀山市関町会下字西丸 891 番 7 地先 まで	旧	3.50～23.00	1973.50
	旧新	14.00～46.00	1548.50

## 第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 42 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市二見町三津字沖玉新田 1181 番 1 地先 から 伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 21 地先 まで	旧	54.00～78.00	136.00
	新	39.50～57.00	136.00

## 第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市二見町三津字沖玉新田 1181 番 1 地先 から 伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 21 地先 まで	旧	54.00～78.00	136.00
	新	39.50～57.00	136.00

## 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿曾浦港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡南伊勢町大江字大久保 1046 番 2 地先 から 度会郡南伊勢町大江字古御堂 1079 番地先 まで	旧	4.70～13.80	187.20

## 三重県告示第 252 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定によ

り、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川の名称  
二級河川井戸川水系井戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成 30 年 3 月 16 日
- 3 廃川敷地等の位置  
三重県熊野市井戸町上平 5127 番 1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 799.50 m<sup>2</sup>

### 三重県告示第 253 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定します。

なお、海岸保全区域の指定（平成 5 年 1 月 26 日三重県告示第 34 号）のうち、三重県伊勢湾沿岸千代崎港海岸原永地区海岸に係る海岸保全区域の指定は廃止します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 海岸の区分及び名称  
三重県三河湾・伊勢湾沿岸千代崎港海岸原永地区海岸
- 2 指定地区  
基点 1 から基点 11 までを順次結んだ線及び基点 1、補助点 101 から 105 及び基点 11 を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 3 基点及び補助点の標示  
基点の標示

基点番号	基点の位置	角度	距離
1	原点から	266 度 50 分	175.5m
2	基点 1 から	268 度 10 分	3.8m
3	〃 2 〃	288 度 20 分	11.8m
4	〃 3 〃	221 度 20 分	15.0m
5	〃 4 〃	294 度 00 分	17.9m
6	〃 5 〃	215 度 10 分	313.5m
7	〃 6 〃	216 度 30 分	404.5m
8	〃 7 〃	217 度 50 分	526.5m
9	〃 8 〃	220 度 50 分	91.3m
10	〃 9 〃	222 度 40 分	128.3m
11	〃 10 〃	135 度 30 分	20.1m

補助点の標示

補助点番号	基点の位置	角度	距離
101	基点 1 から	97 度 30 分	111.0m
102	〃 1 〃	118 度 00 分	308.8m
103	〃 7 〃	124 度 30 分	297.9m
104	〃 11 〃	129 度 10 分	276.8m
105	〃 11 〃	130 度 30 分	213.1m

この指定区域を示す図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

### 三重県告示第 254 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 10 年 3 月 17 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成 10 年三重県告示第 98 号、平成 10 年三重県告示第 139 号、平成 13 年三重県告示第 317 号、平成 13 年三重県告示第 461 号、平成 15 年三重県告示第 612 号、平成 16 年三重県告示第 46 号、平成 16 年三重県告示第 256 号、平成 16 年三重県告示第 257 号、平成 17 年三重県告示第 564 号、平成 17 年三重県告示第 575 号、平成 17 年三重県告示第 746 号、平成 19 年三重県告示第 212 号、平成 22 年三重県告示第 167 号、平成 23 年三重県告示第 758 号及び平成 28 年三重県告示第 239 号の事業地に、津市河辺町字谷、字赤坂、字小松原、字桐山、字小広、字石立、字平子、字長及び字山籠、長岡町字小山田、字奥山田、字三拾苜、字西裏、字中切、字小黑、字東高野尾、字尻外、字宮ノ前、字垣内、字君ノ口及び字黒田、一身田上津部田字ソノ坪、字レノ坪、字タノ坪及び字ヨノ坪、渋見町字峠、字西焼尾、字若林、字北浦、字丸岡、字小谷、字黒田、字西出、字城、字宮代、字岩ノ谷、字市場及び字東出並びに観音寺町字北谷、字橋之内及び字丸山を加え、津市渋見町字焼尾、観音寺町字頭越、字焼尾、字大谷及び字東浦、一身田上津部田字ワノ坪、字ヲノ坪及び字カノ坪、上浜町六丁目、下部田字細長、羽所町、大谷町、江戸橋一丁目、江戸橋二丁目、江戸橋三丁目、栗真町屋町字東乃内、鳥居町、広明町、栄町一丁目並びに栄町二丁目において事業地を変更する。

### 三重県告示第 255 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
津都市計画下水道事業  
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和 49 年 3 月 26 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和 49 年三重県告示第 201 号、昭和 54 年三重県告示第 155 号、昭和 58 年三重県告示第 107 号、昭和 58 年三重県告示第 525 号、昭和 61 年三重県告示第 283 号、昭和 62 年三重県告示第 609 号、昭和 63 年三重県告示第 142 号、昭和 63 年三重県告示第 173 号、昭和 63 年三重県告示第 400 号、平成 2 年三重県告示第 323 号、平成 2 年三重県告示第 472 号、平成 4 年三重県告示第 584 号、平成 5 年三重県告示第 504 号、平成 7 年三重県告示第 43 号、平成 7 年三重県告示第 405 号、平成 8 年三重県告示第 378 号、平成 10 年三重県告示

示第 175 号、平成 11 年三重県告示第 118 号、平成 11 年三重県告示第 146 号、平成 11 年三重県告示第 453 号、平成 13 年三重県告示第 48 号、平成 13 年三重県告示第 127 号、平成 13 年三重県告示第 424 号、平成 16 年三重県告示第 8 号、平成 16 年三重県告示第 209 号、平成 16 年三重県告示第 1012 号、平成 17 年三重県告示第 47 号、平成 17 年三重県告示第 297 号、平成 19 年三重県告示第 211 号、平成 22 年三重県告示第 166 号、平成 23 年三重県告示第 681 号、平成 26 年三重県告示第 210 号、及び平成 27 年三重県告示第 536 号の事業地のうち、津市藤方字西大田及び字中堰東、高茶屋小森町字丸田及び字水合並びに雲出本郷町字松縄において事業地を変更する。

### 三重県告示第 256 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連四日市市第 17 号公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 52 年 6 月 7 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和 52 年三重県告示第 370 号、昭和 54 年三重県告示第 571 号、昭和 57 年三重県告示第 646 号、昭和 61 年三重県告示第 471 号、昭和 63 年三重県告示第 228 号、昭和 63 年三重県告示第 482 号、昭和 63 年三重県告示第 526 号、平成 2 年三重県告示第 64 号、平成 3 年三重県告示第 398 号、平成 4 年三重県告示第 195 号、平成 4 年三重県告示第 322 号、平成 5 年三重県告示第 50 号、平成 7 年三重県告示第 16 号、平成 7 年三重県告示第 223 号、平成 8 年三重県告示第 65 号、平成 9 年三重県告示第 1122 号、平成 11 年三重県告示第 204 号、平成 13 年三重県告示第 423 号、平成 14 年三重県告示第 459 号、平成 18 年三重県告示第 295 号、平成 22 年三重県告示第 560 号及び平成 27 年三重県告示第 192 号の事業地に、まきの木台一丁目、まきの木台二丁目、まきの木台三丁目、小牧町字南、上海老町字大沢、山城町字乳母子、字菖蒲谷、字釜山及び字塩田並びに西坂部町字岩之谷を加え、富双一丁目、富双二丁目、天カ須賀新町並びに大字羽津字御田を削除し、同告示の事業地のうち札場町字西之谷、字前之畑、字二反丸及び字野畑、山城町字川原場、字地京前、字盤若堂、字西大谷、字炭焼、字西之山、字南屋敷、字東大谷及び字高見、八千代台一丁目、八千代台三丁目、あかつき台一丁目、あかつき台四丁目、あかつき台六丁目、伊坂町字鑑谷及び字菖蒲谷、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、広永町字内之坪、字川原及び字外川、川北町字墨縄、大矢知町字久留倍、字矢内谷、字山畑、字齋宮谷、字富士谷、字四反田、字三石塚、字四方天、字下沢、字八幡、字大坪及び字川原、下さざらい町、川北一丁目、川北三丁目、大字茂福字伊賀留我、字東川原、字丸之内、字坪之内及び字北若宮、富田一丁目、富田四丁目、南富田町字北若宮、字中挟、字伊勢田及び字浜田、大字羽津、大字羽津字新起、字藤谷新田、字里北、字外芝原、字新田、字堅田、字斑鳩及び字前山、白須賀二丁目、白須賀三丁目、八田二丁目、八田三丁目、羽津中三丁目、別名六丁目、南いかるが町、東垂坂町、垂坂町、垂坂町字新貝、生桑町字榎下、字桑花及び字高田、東富田町字南塩役及び字豊富、西坂部町字岩之谷、富田浜元町字内新起及び字外新起、富田浜町字外新起、富田一色町、天カ須賀一丁目、天カ須賀二丁目並びに三重一丁目地内において事業地を変更する。

訓 令



三重県訓令第 4 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表第 4 号の項中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 6 号とし、第 11 号を第 7 号とする。

別表の 1 の表中第 9 号の項を第 10 号の項とし、第 5 号の項から第 8 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 号の項の次に次のように加える。

5 子ども・福祉部	(1) 児童相談センター	(1) 児童指導業務に従事する者	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1
		(2) 判定担当職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	3 3
	(2) 国児学園	児童自立支援専門員	トレーニングシャツ	1	2
		児童生活支援員 福祉技術専門員 (職業指導業務に従事する者に限る。)	トレーニングパンツ	1	1
	(3) 障害者相談支援センター	看護師	白衣	1	1
	(4) 子ども心身発達医療センター	(1) 医師 薬剤師 診療エックス線技師 診療放射線技師 マッサージ師	白衣及び白ズボン	1	1
			又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ	1	1
		(2) 衛生検査技師 臨床検査技師	白衣及び白ズボン	2	1
			又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ	1	1
		(3) 看護師 准看護師 (女性職員に限る。)	白衣及び白ズボン	2	1
			又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ	1	1
	又は エプロン 白靴		2 2	1 1	
(4) 看護師 准看護師 (男性職員に限る。)	白衣及び白ズボン	2	1		
	又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ 白靴	1 2	1 1		
(5) 児童指導業務及び生活 指導業務に従事する者	白衣	2	1		
	又は トレーニングシャツ	1	1		
	白ズボン 又は	2	1		

		トレーニングパンツ	1	1
		白靴	2	1
(6) 栄養士		白衣	2	1
		又は エプロン	2	1
		帽子	1	1
		ゴム長靴	1	3
		又は 白靴	1	3
(7) 事務を掌る職員		トレーニングシャツ	1	2
		又は 作業服（上）	1	2
(8) 自動車運転管理業務に従事する職員（技術専門員又は特に子ども・福祉部長が必要と認める者に限る。）		作業服（上下）	1	1
		又は 白衣	1	1
		夏シャツ	1	2
		ゴム長靴	1	5
(9) 介助・療育活動業務に従事する職員（技術専門員又は特に子ども・福祉部長が必要と認める者に限る。）		白衣及び白ズボン	2	1
		又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ	1	1
		又は エプロン	2	1
		白靴	2	1
(10) 食育業務に従事する職員（技術専門員又は特に子ども・福祉部長が必要と認める者に限る。）		白衣及び白ズボン	2	1
		帽子	1	1
		白靴	1	1

別表の2の表第3号の項中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員研修規程の一部を改正する訓令

三重県職員研修規程（平成10年三重県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員研修センターに」を「人事課に」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

三重県訓令第6号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員研修センター規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県職員研修センター規程を廃止する訓令  
三重県職員研修センター規程（平成 10 年三重県訓令第 3 号）は、廃止する。  
附 則  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県訓令第 7 号

健康福祉部

麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程の一部を改正する訓令  
麻薬取締員拳銃使用及び取扱規程（昭和 28 年三重県庁訓第 616 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条中「~~銃器使用取締規程~~」を「~~銃器使用取締規程~~」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三重県訓令第 8 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令  
三重県職員の職務発明等に関する規程（昭和 48 年三重県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。  
第 13 条中「ものづくり推進課」を「ものづくり・イノベーション課」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**監査委員訓令**

三重県監査委員訓令第 1 号

監査委員事務局

三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 30 年 3 月 30 日

三重県監査委員 山 口 和 夫  
三重県監査委員 村 林 聡  
三重県監査委員 小 島 智 子  
三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令  
三重県監査委員処務規程（平成 11 年三重県監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。  
(2) 監査基準の策定及び変更に関すること。  
第 6 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。  
附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 三重県監査委員訓令第 2 号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	村	林		聡
三重県監査委員	小	島	智	子
三重県監査委員	内	田	典	夫

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員事務局規程（昭和 47 年三重県監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 8 号を削り、第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 監査基準の策定及び変更に関すること。

第 2 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(12) 公営企業会計の資金不足比率の審査に関すること。

第 2 条第 4 項に次の 2 号を加える。

(5) 健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率の審査に関すること。

(6) 外部監査に関すること。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「班長代理」の次に「副参事」を加える。

第 5 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 副参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

第 9 条中「第 5 条」を「第 7 条」に改める。

別表 1 (1) の表第 6 号の項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、「決定又は」を削る。

別表 2 中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**病院事業庁訓令**

## 三重県病院事業庁訓令第 1 号

庁 中 一 般

三重県病院事業庁職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

三重県病院事業庁職員研修規程の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁職員研修規程（平成 11 年三重県病院事業庁訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表一般研修の項中「サービス向上又は情報通信技術活用能力」を「病院事業に係る基本的な知識の習得を行い、資質」に改め、同表センター研修の項中「職員研修センターが実施する」を「三重県職員研修規程（平成 10 年三重県訓令第 2 号）第 2 条第 1 項に定める」に改める。

第 5 条中「三重県職員研修センターが実施する」を「三重県職員研修規程第 2 条第 1 項に規定する」に改める。

第 6 条中「三重県職員研修センターが実施する研修」を「センター研修」に、「同センター所長」を「人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公 告
-----

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称  
杉本農機株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
三重県鈴鹿市神戸 1 丁目 13-15
- 3 指定の取消しの年月日  
平成 30 年 2 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
日置 重也	員弁郡東員町大字中上 220 番地 1	員弁郡東員町大字中上字新開 1-1 ほか 42 筆
齋藤 昇次	員弁郡東員町大字南大社 1291 番地 1	員弁郡東員町大字中上字大福 1156-1 ほか 12 筆
水谷 一哉	員弁郡東員町大字長深 4060 番地 1	員弁郡東員町大字中上字北花戸 1318-1 ほか 21 筆
株式会社 十八共生会	松阪市中ノ庄町 1446-1	松阪市中ノ庄町字野垣内 1695-1 ほか 2 筆
サンライズやまぶき株式会社	伊勢市鹿海町 1237	伊勢市鹿海町吹ケ 1155
鈴木 翔	熊野市金山町 381-3	熊野市金山町大高見 418 ほか 3 筆
辻本 満哉	南牟婁郡御浜町阪本 544	南牟婁郡御浜町阪本長原 719 ほか 22 筆
尾畑 美鈴	南牟婁郡御浜町下市木 993-2	南牟婁郡御浜町下市木萩内平 861 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 3 月 30 日から同年 4 月 12 日まで

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)							その他の規格	生産業者		登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	く溶性りん酸	加里全量	く溶性加里	水溶性加里	く溶性苦土		氏名は称 氏又名	住所	
三重県第1308号	混合堆肥複肥料	キング豊稔2号	5.0	6.0	5.0	2.0	2.0	1.5	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	自然応用科学株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目13番26号	平成29年9月22日
三重県第1309号	混合有機質肥料	神協有機機21号	1.0	5.0		1.0				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1	平成29年11月6日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。  
平成30年3月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)							その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	く溶性りん酸	加里全量	く溶性加里	水溶性加里	く溶性苦土		氏名は称 氏又名	住所	
三重県第1244号	配合肥料	有機入配合肥料1号		24.0	21.0	16.0	15.0	4.0	5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	2023年10月7日
三重県第1216号	とうろしは芽かき及びその粉末	ジャーム粕	3.0	1.0						該当なし	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	2023年10月21日
三重県第1284号	乾燥菌体肥料	あづま有機肥料	4.0	1.0						含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	あづまフーズ株式会社	三重郡菰野町大字永井3095番地の45	2020年12月11日

三重県 第 1171 号	乾燥 菌体 肥料	5.0 乾 燥菌体 肥料	5.0	2.5						含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	敷島スタ ーチ株式 会社	鈴鹿市長 太栄町 5 丁目 5 番 1 号	2021 年 2 月 7 日
三重県 第 1172 号	乾燥 菌体 肥料	6.0 乾 燥菌体 肥料	6.0	3.0						含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	敷島スタ ーチ株式 会社	鈴鹿市長 太栄町 5 丁目 5 番 1 号	2021 年 2 月 7 日
三重県 第 1202 号	混合 有機肥 料	混合有 機質肥 料 1 号	4.0	3.0						含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	有限会社 岩倉	大阪府藤 井寺市川 北 3 丁目 1 番 4 号	2024 年 2 月 11 日

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登 番	録 号	肥 料 の 類	肥 料 の 称	保証成分量 (%)		そ の 他 の 規 格	生産業者	
				窒 素 全 量	りん 酸 全 量		氏 名 又 は 称	住 所
三 重 県 第 1273 号		混合有機質 肥料	混合有機質肥 料 620 号	6.5	2.5	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	九鬼肥料工 業株式会社	四日市市西 末広町 4 番 17 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 30 条第 7 項の規定により、平成 29 年度における普通肥料の収去検査結果の概要を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
混合石灰肥料	神島化学工業株式 会社	炭酸苦土入り混合石 灰肥料	AL、CMg、 As、Ni、C r、Ti、HN O <sub>2</sub>				
炭酸カルシウ ム肥料	近藤石灰工業株式 会社	炭酸石灰	AL				

混合有機質肥料	株式会社そつたく	EM 混合有機質肥料	TN、TP、TK、Cd、As				
副産植物質肥料	茂利製油株式会社	トウガラシ粕	TN、TK				
混合有機質肥料	神協産業株式会社	混合有機質肥料 2 号	TN、TP、Cd、As				
加工家きんふん肥料	株式会社ミナミ	発酵鶏糞	TN、TP、TK、As	TN保証成分量不足			

(注) 1 主成分及び有害成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、AL-アルカリ分、CMg-く溶性苦土  
Cd-カドミウム、As-ひ素、Ni-ニッケル、Cr-クロム、Ti-チタン、HNO<sub>2</sub>-亜硝酸

2 分析検査の指摘事項の欄、保証票の検査の欄又はその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営湛水防除事業	源緑輪中地区	平成 29 年 3 月 31 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 135 条第 1 項第 2 号の規定により、鳥羽土地改良区（鳥羽市大明東町 1 番 6 号）の解散を平成 30 年 3 月 15 日命令しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 12 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 28 日に終了した旨、独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（河川管理）
- 2 作業地域  
桑名市長島町十日外面及び同市福島

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により、桑名市西別所北部土地区画整理組合の解散を平成 30 年 3 月 30 日付けで認可しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次



のとおり完了しました。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 3 月 12 日	多気郡多気町河田字打越 1457-1 ほか 18 筆ほか	鳥取県境港市西工業団地 100 株式会社日新 代表取締役社長 又 賀 航 一
平成 30 年 3 月 12 日	伊勢市神社港字辻名 453-1	伊勢市神社港 389-2 古 川 嘉 伸
平成 30 年 3 月 14 日	亀山市住山町字笹尾 515-2 ほか 2 筆	亀山市みどり町 55-16 鈴 木 一 光
平成 30 年 3 月 16 日	いなべ市大安町大井田字東山 1534-1 ほか 22 筆	愛知県刈谷市昭和町 1 丁目 1 株式会社デンソー 代表取締役 有 馬 浩 二
平成 30 年 3 月 16 日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 843-1 ほか 1 筆	桑名市桑部 3290 株式会社オートプロジェクト 代表取締役 桝 木 昭 一
平成 30 年 3 月 16 日	三重郡川越町大字豊田字西屋敷 105-4 ほか 2 筆	大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1-6 株式会社テクノシステムポイント 代表取締役 木 村 紀 子
平成 30 年 3 月 19 日	松阪市東久保町字西浦 740 及び字川東 1133	松阪市東久保町 740 溝 田 和 範
平成 30 年 3 月 19 日	松阪市荒木町字大黒田 55-1 ほか 7 筆ほか	松阪市荒木町 85-1 牧 野 秀 雄

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 30 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

- 1 物品等の名称及び数量 三重県立こころの医療センターで使用する電気  
(予定使用量) 約 1,999,000kwh
- 2 担 当 部 局 津市城山 1 丁目 12-1  
三重県立こころの医療センター運営調整部総務課
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 30 年 3 月 16 日
- 4 落 札 者 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号  
関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹
- 5 落 札 金 額 入札価格 29,097,550 円 (税込)
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 30 年 1 月 26 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>